

大津市の環境

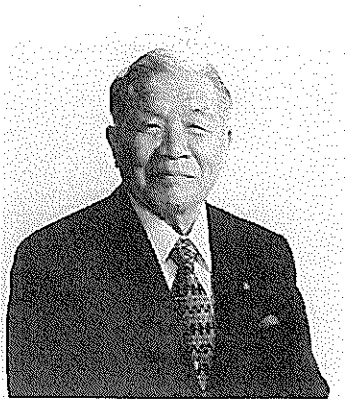
平成11年度版



『湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～』（大津市民ヨシ刈り）

大 津 市

は じ め に



大津市長 山田 豊三郎

大津のまちは、深い緑に被われた森林や田園地域、琵琶湖などの多様で豊かな自然の恵みを受けて歴史を積み重ね、発展してきました。

しかし現在、自然環境の劣化、ごみ発生量の増加、毎年のように赤潮や水の華（アオコ）が発生している琵琶湖の富栄養化問題など、多くの環境問題を抱えています。さらに近年、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの有害化学物質や地球温暖化などの地球環境問題など、新たな環境問題への対応が求められています。

このような中、本市の地域特性を生かした快適なまちづくりを進めるとともに、環境負荷の少ない持続可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐために、本年の3月に「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を私たちがめざす環境像とした大津市環境基本計画を策定しました。今後、この計画に基づき各種の施策を推進するとともに、あわせて策定した大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】に基づく取り組みが各主体で進められるよう努めていきます。

また市役所においても、この環境配慮指針に基づき取り組みを率先して推進するため、本年3月に「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定し、省エネルギー、省資源やごみ減量などを全庁あげて取り組んでいるところです。

折しも、来年4月には大津市を会場にG8環境大臣会合が、また再来年11月には世界湖沼会議が開催されることとなっています。

環境を大切にしたい大津のまちづくりを世界の人々に紹介する絶好の機会であり、これを契機として、21世紀に向けて一層の環境保全施策の進展を図りたいと考えています。

本書は、主に平成9年度、10年度の本市における環境の現状と環境の保全と創造に関する施策について、その概要をとりまとめたものであり、市民、事業者の皆様には、本書によりまして環境問題へのご理解をさらに深めていただき、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成11年9月

目 次

第1章 総 論

第1 大津市の概況	1	第5 総合的な環境施策の推進	17
1 位 置	1	1 大津市国土利用計画等	
2 気 象	1	における環境保全のしくみ	17
3 人口と面積	2	2 大津市環境基本計画	18
4 土地利用	2	(1) 計画の性格と目的	18
5 産 業	4	(2) 計画の特徴	18
第2 環境の概況	5	(3) 計画の枠組み	18
1 自然環境	5	(4) 計画の概要	19
2 生活環境	6	ア わたしたちがめざす	
(1) 水質汚濁	6	環境像と5つの基本目標	19
ア 琵琶湖の概況	6	イ 基本方針と重点目標	19
イ 河川の概況	7	ウ 基本施策と重点施策	19
(2) 大気汚染	7	(ア) 生き物を育む“生物生息空間	
(3) 悪 臭	8	(ビオトープ)の創造”	20
(4) 騒音・振動	8	(イ) 環境への負荷を減らす	
(5) 廃棄物	8	“リサイクル等とごみ減量の推進”	20
ア ご み	9	(ウ) 琵琶湖を守る“川すじ	
イ し 尿	9	コミュニティの創造”	20
3 快適環境	9	(エ) 豊かさを実感できる“緑の	
4 地球環境	9	ネットワークの形成”	20
5 環境意識と環境保全活動	10	(オ) みんなが考え行動する“環境	
(1) 市民の環境意識と環境保全活動	10	パートナーシップの推進”	20
(2) 子どもの環境意識と環境保全活動	10	エ 環境配慮指針の策定	20
(3) 事業者の環境意識と環境保全活動	10	オ 計画の推進	21
第3 環境行政のあゆみと機構	11	3 大津市環境配慮指針	21
1 環境行政のあゆみ	11	(1) 指針の特徴	21
(1) 環境保全行政	11	(2) 指針の概要	21
(2) 廃棄物行政	12	ア 自然地域別環境配慮指針	21
2 環境行政機構	12	イ 主体別環境配慮指針	21
第4 節 環境の保全と創造に関する条例	15	(3) 指針の活用	21
1 大津市環境基本条例	15	4 大津市環境審議会	22
2 大津市の自然環境の保全		5 大津市廃棄物減量等推進審議会	22
と増進に関する条例	16	6 大津市環境施策推進本部	22
3 大津市生活環境の保全		7 大津市廃棄物処理対策本部	23
と増進に関する条例	16	8 環境影響評価制度	23
4 大津市廃棄物の処理及び再利用の		(1) 国における制度	23
促進並びに環境の美化に関する条例	16	(2) 滋賀県における制度	24
		9 公害防止貸付制度	24

第2章 各 論

第1 豊かな自然環境の保全と創造	25	(1) 自然公園法及び県立自然	
1 多様な自然環境の体系的な保全	25	公園条例に基づく地域指定	33
2 生物の多様性の確保	25	ア 琵琶湖国定公園	33
(1) 動植物の生息・生育状況	25	イ 三上・田上・信楽県立自然公園	33
ア 自然環境調査の実施	25	ウ 朽木・葛川県立自然公園	33
(ア) 植 物	25	(2) 風致地区の指定	33
(イ) 動 物	26	2 大津市開発事業指導要綱に基づく	
(2) 保護地区の指定	26	良好な環境づくり	34
(3) 保護樹木・保護樹林等	26	第4 環境循環とエネルギー効率化の推進	35
(4) 身近な環境調査員～環境夢先案内人～		1 ごみ減量とリサイクル等の推進	35
による身近な生き物等の調査	28	(1) ごみ量の推移	35
3 身近な自然の保全と創造	28	(2) ごみ減量と資源再利用推進会議	35
(1) 「緑の基本計画」の策定	28	(3) リサイクルマーケット・イン大津	35
(2) ビオトープの保全と創造	28	(4) 古紙資源化事業	36
(3) 緑化の推進	28	(5) かん、びん資源回収	36
ア 緑化推進大会の開催	28	(6) 容器包装リサイクルの推進	36
イ 花作りの推進	29	2 省資源・省エネルギーの推進	36
ウ 園芸教室	29	(1) エネルギー消費の状況	36
エ 公園愛護団体の育成等	29	(2) 省資源・省エネルギー施策の推進	37
オ 生垣設置奨励補助金交付制度	29	ア 環境負荷の少ないライフ	
(4) 自然愛護思想の普及	29	スタイルや事業活動の推進	37
ア 大津緑の少年団の育成	29	イ グリーン購入の推進	37
イ 大津市の花、木、鳥、	29	ウ 未利用エネルギーの活用	37
(ア) 叡山すみれ	30	3 環境への負荷の少ない都市基盤づくり	37
(イ) 山 桜	30	第5 健全な水循環の確保	39
(ウ) ゆりかもめ	30	1 水循環機能の保全と創造	39
第2 人と自然との豊かなふれあいの確保	31	第6 地球環境保全の推進	40
1 自然体験空間の整備	31	1 地球環境問題への取り組み	40
(1) 自然体験ができる地域や施設	31	2 地球温暖化の防止	41
(2) 東海自然歩道	32	3 オゾン層の保護	42
(3) 自然の道・歴史の道	32	4 その他の地球環境問題の取り組み	42
2 自然とふれあう活動の推進	32	(1) 酸性雨	42
(1) 市民農園等の整備と活用	32	(2) 森林の保護	43
(2) 自然観察会等	32	(3) 地球的なパートナーシップの推進	43
第3 環境に配慮した土地利用の推進	33	第7 生活環境の保全	44
1 自然公園等の指定	33	1 環境汚染の未然防止	44

(1) 特定事業の事前協議	44	(ウ) 工場・事業場の調査・監視状況 ...	65
(2) 大規模建設等事業の事前配慮等	44	イ 自動車排出ガス対策	66
(3) 公害防止協定の締結	44	(ア) 自動車排出ガス規制	66
ア 公害防止協定の意義	44	(イ) 自動車排出ガス対策	66
イ 各社との締結の経過	44	ウ 光化学スモッグ緊急時対策	66
ウ 環境保全協定について	46	(3) 悪 臭	69
(4) 事業者の環境管理		ア 悪臭の現況	69
(マネジメント) システムの整備 ...	46	イ 悪臭の防止対策	70
(5) 公害苦情の処理	46	(ア) 法令による規制	70
ア 苦情の発生状況	46	(イ) 発生源に対する対策	72
(ア) 年度別苦情件数の推移	46	3 水環境の保全	72
(イ) 発生源別の公害苦情件数	47	(1) 水質汚濁の現況	72
(ウ) 用途地域別の公害苦情件数	48	ア 琵琶湖	72
イ 苦情の処理体制及び処理状況	48	(ア) 琵琶湖の概要	72
2 大気環境の保全	49	(イ) 環境基準	73
(1) 大気環境の現況	49	(ウ) 水質の状況	74
ア 環境基準	49	(エ) 富栄養化現象	76
イ 大気汚染監視体制	49	a 淡水赤潮・水の華	76
ウ 大気質の現況	50	b ユスリカ	77
(ア) 二酸化いおう	50	c 水草類の繁茂	78
(イ) 二酸化窒素	50	(オ) ヨシ群落	78
(ウ) 光化学オキシダント	51	イ 河 川	78
(エ) 浮遊粒子状物質	52	(ア) 環境基準	78
(オ) 一酸化炭素	52	(イ) 水質の状況	80
(カ) 炭化水素	53	ウ 地下水	83
(キ) その他の調査	53	(ア) 環境基準	83
a 有害大気汚染物質の調査	53	(イ) 水質の状況	83
b 簡易調査法による		(2) 水質汚濁の防止対策	83
二酸化窒素調査	54	ア 水質汚濁防止体制	83
c 浮遊粉じん調査	54	イ 工場・事業場排水対策	85
エ 大気環境シミュレーション調査 ...	55	(ア) 近年の法・条例による	
(2) 大気汚染の防止対策	62	規制の動き	85
ア 工場・事業場の対策	62	a 窒素・りんの水質汚濁負荷量規制 ...	85
(ア) 法令等による規制	62	b 窒素・りに係る排水規制 ...	85
a 法律による規制	62	c 有害物質項目	85
b 県条例による規制	62	d 小規模排水事業場規制	85
c 市条例による規制	63	(イ) 特定事業場の現状	85
(イ) 法令による届出状況	63	(ウ) 工場・事業場の監視、指導	87

ウ 琵琶湖の富栄養化防止対策	88	5 土壌環境の保全	101
エ 生活排水対策	88	6 廃棄物の適正処理の推進	102
(ア) 生活排水対策推進計画	88	(1) 一般廃棄物（ごみ）	102
(イ) 下水道の整備	88	ア 一般廃棄物（ごみ）の現状	102
a 大津市単独公共下水道	89	イ 講じた施策	103
b 大津市（藤尾）公共下水道	89	(ア) 最終処分場の確保	103
c 湖南中部流域関連公共下水道	89	(イ) ダイオキシン対策	103
d 湖西流域関連公共下水道	89	(ウ) 不法投棄ごみ対策の推進	105
(ウ) 農業集落排水施設	90	ウ 今後の対策	105
(エ) し尿処理の推進	90	(ア) 一般廃棄物（ごみ）	
(オ) 合併浄化槽設置の推進	90	処理基本計画の策定	105
オ 農畜産排水対策	91	(イ) 分別収集方策の検討	105
4 音環境の保全	91	(2) 産業廃棄物	105
(1) 騒音・振動の現況	91	7 その他の生活環境の保全	106
ア 環境基準	91	(1) 日照障害	106
イ 環境騒音	93	ア 法令等による規制	106
ウ 交通騒音・振動	93	イ 市の制度	106
(ア) 自動車	93	(2) 電波障害	107
a 名神高速道路	93	(3) その他の生活環境問題	108
b 京滋バイパス	93	(4) 大津市特定旅館建築規制条例	
c 西大津バイパス	94	に基づく届出状況	108
d その他の道路	94	第8 安全性の確保	109
(イ) 鉄 道	96	1 環境リスクの低減	109
a 新幹線	96	(1) P R T R制度の活用	109
b 在来線	96	(2) 本市の取り組み	109
(2) 騒音・振動の防止対策	96	2 安全性の高い土地利用の推進	109
ア 工場・事業場の対策	96	第9 環境資源の保全・創造・活用	110
(ア) 法令等による規制	96	1 文化財の保護	110
a 地域指定	96	(1) 文化財の状況	110
b 工場・事業場に対する規制	97	(2) 文化財の保護対策の推進	111
c 建設作業に対する規制	97	ア 埋蔵文化財の発掘調査	111
(イ) 法令による届出状況	97	イ 文化財保存及び公開、普及啓発	111
a 工場・事業場	97	ウ 坂本重要伝統的建造物群保存地区	111
b 特定建設作業	98	2 水と緑のネットワークの形成	113
イ 交通騒音・振動の対策	99	(1) 快適な水環境の整備	113
(ア) 法令の概要	99	(2) 緑のまちづくりの推進	113
(イ) 騒音・振動の防止対策	101	ア 公園・緑地の整備	113
ウ 近隣騒音	101	イ 大津湖岸なぎさ公園整備事業	114

ウ 花と緑の森構想	114	ア 淡海生涯カレッジ	123
3 景観の形成	114	イ 大津こども環境探偵団	123
(1) 景観についての市民意識	114	ウ おおつ環境塾	123
(2) 総合的な景観・都市美づくりの推進	114	エ 身近な環境調査員制度	
ア 大津市景観形成基本計画の推進	114	～環境夢先案内人～	124
イ 大津市都市美づくり		オ おおつ歩き隊	124
マスタープランの策定	115	カ その他の環境学習の推進と支援	125
ウ 煌めき大津賞	115	キ イベント開催時の啓発	125
(3) ふるさと滋賀の風景を		3 環境情報の整備と提供	125
守り育てる条例	115	(1) 大津市環境情報システム	125
(4) 沿道ビューティ作戦	115	(2) 『かんきょう宝箱』	126
4 美化の推進	116	4 環境保全活動の推進	126
(1) 美観に関する市民意識	116	(1) せっけん使用推進運動	126
(2) 散在性ごみ対策の推進	116	(2) 琵琶湖を美しくする運動	126
(3) 市民運動の推進	116	(3) 河川愛護活動	127
ア 琵琶湖を美しくする運動	116	ア リバーライトアップ作戦	
イ ノーボイ運動の推進	117	～川すじからの花の香りと景観づくり～	127
(4) 放置自動車対策の推進	117	イ ホタルの里づくり	127
(5) 空き地の適正管理	117	ウ 河川美化啓発看板の設置	127
ア 花と緑の楽々広場		(4) ごみ減量と資源再利用推進運動	130
～遊休地の活用推進制度～	117	(5) ヨシ保全活動	130
イ 雑草苦情の処理	117	ア ヨシの効果と問題点	131
5 光・音・風の活用	118	イ これまでの取り組み	131
6 市街地のオープンスペースの確保	118	(ア) ヨシ刈り等の保全活動の推進	131
第10 新しい環境文化の創造と継承	119	(イ) 調査研究の実施	131
1 環境文化の創造	119	(ウ) 環境学習の実施	131
(1) 環境にやさしい市民生活文化の振興	119	(エ) 新しいヨシの活用法の研究	131
(2) 地域文化環境の整備	119	(オ) 展示会等の開催	131
2 子どもの遊び環境の確保	120	(6) 子どもの環境保全活動	132
(1) 子どもの遊び場や施設の整備	120	ア こどもエコクラブ活動の推進	132
第11 環境に配慮した生活や		イ 「大津こども環境人交流会」の開催	132
行動ができる人の育成	121	第12 環境保全型行政の創造	133
1 人と環境との関わりの育成	121	1 大津市環境施策推進本部の設置と運営	133
(1) 環境宝さがし	121	2 「環境にやさしい大津市役所	
(2) 環境資源の状況	121	率先実行計画」の策定と推進	133
2 環境学習・教育の推進	121	(1) 率先実行計画の策定	133
(1) 環境学習の体系的な推進	121	(2) 率先実行計画の概要	133
(2) 学校教育等における環境教育の推進	122	(3) 率先実行計画の推進	134
(3) 環境学習事業の推進	123	3 グリーン購入の推進	134

第3章 平成11年度に実施する主な事業

第1 【共生】豊かな自然と調和したまち … 135	2 有害化学物質の監視体制の充実 …… 136
1 農業農村環境整備実施調査計画の策定 … 135	3 ごみ処理施設のダイオキシン対策の推進 … 136
2 生き物を育むビオトープの創造 …… 135	4 一般廃棄物最終処分場の整備 …… 136
第2 【循環】環境への負荷 の少ない循環型のまち …… 135	第4 【快適】環境資源を生かした快適なまち … 137
1 容器包装リサイクル法に基づく 分別収集計画の策定 …… 135	1 「緑の基本計画」の策定 …… 137
2 ごみ処理基本計画の策定 …… 135	2 公園緑地整備の推進 …… 137
3 グリーン購入の推進 …… 135	3 『図説大津の歴史』の発刊 …… 137
4 地球環境保全地域行動計画の策定 …… 136	第5 【協働】すべての人が環境に 思いをめぐらせ行動するまち … 137
5 地球温暖化対策緑地整備事業 …… 136	1 環境パートナーシップ推進事業の推進 … 137
第3 【健康】公害のない健康で安全なまち … 136	2 「環境にやさしい大津市役所 率先実行計画」の推進 …… 137
1 大津市生活環境の保全と 増進に関する条例の施行 …… 136	3 環境情報システムの整備、充実 …… 137

資 料 編

1 環境関係法令等の体系 …… 139	10 大気関係調査結果 …… 180
2 大津市環境基本条例 …… 141	(1) 窒素酸化物調査結果 …… 180
3 環境行政の推移 …… 143	(2) 浮遊粒子状物質測定結果 …… 182
4 環境審議会委員 …… 149	(3) オキシダント測定結果 …… 183
5 廃棄物減量等推進審議会委員 …… 150	(4) 一酸化炭素測定結果 …… 184
6 大津市環境施策推進本部設置規則 …… 151	(5) 炭化水素測定結果 …… 184
7 大津市廃棄物処理対策本部設置規則 … 154	(6) TGS法による二酸化窒素測定結果 … 185
8 大津市役所グリーン購入推進基本方針 …… 156	11 都市環境騒音調査結果 (道路に面する地域) …… 186
9 水質関係調査結果 …… 157	12 環境関連提供情報一覧 …… 187
(1) 琵琶湖水質調査結果 …… 157	13 図表索引 …… 188
(2) 河川水質調査結果 …… 160	

第 1 章 総 論

第1章 総 論

第1 大津市の概況

1 位 置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の西南部に位置し、南北に細長い滋賀県の県都です。

京阪神、東海、北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

また、何ととっても本市は日本で一番大きい琵琶湖との関わりが大きく、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

図1-1 大津市の位置

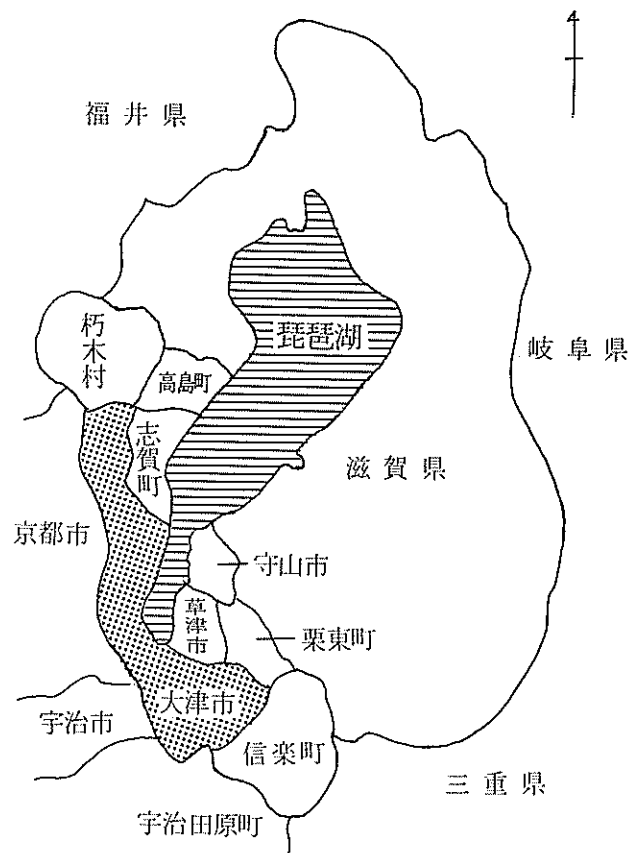


表1-1 大津市の位置

方 位	経 緯 度	距 離
極 東	東経 136度03分	20.6km
極 西	東経 135度49分	
極 南	北緯 34度52分	45.6km
極 北	北緯 35度17分	

2 気 象

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺には市街地が発達している

ために、夏季の日中には気温が高くなります。また、北部山間部の葛川地域は、他の地域に比べて気温はかなり低く、降水量も多くなっています。

表1-2 大津市の気象

	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)
	平 均	最 高	最 低	
平成7年	15.6	38.3	- 1.3	1,671
平成8年	15.4	37.3	- 1.9	1,795
平成9年	15.1	35.3	- 4.8	1,700

(資料：大津市消防局)

3 人口と面積

市制施行時の明治31年10月1日には、14.20km²であった面積は、隣接町村との合併により現在では、302.34 km²で県面積（4,017.36 km²）の約7.5%をしめています。

人口は、これら合併やベッドタウン化により、市制施行時には32,446人であったものが平成10年10月1日現在では、286,497人となっています。

表1-3 面積と人口の推移

	年 月 日	合 併 町 村	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度 (人/km ²)
市 制 施 行	明31. 10. 1		14.20	32,446	2,285
第一次合併	昭7. 5. 10	滋賀村	28.39	42,364	1,492
第二次合併	昭7. 4. 1	石山村、膳所村	62.48	69,116	1,106
第三次合併	昭26. 4. 1	雄琴村、坂本村、下阪本、大石村、下田上村	154.50	102,860	666
第四次合併	昭42. 4. 1	瀬田町、堅田町	303.68	159,442	525
	平7. 10. 1		302.30	278,693	922
	平8. 10. 1		302.30	281,748	932
	平9. 10. 1		302.34	284,510	941
現 在	平10. 10. 1		302.34	286,497	948

4 土地利用

北部から西部・南部にかけて山脈が連なっており、平地部は琵琶湖に面して細長く分布しています。このため、市域の約67.5%は森林が占め、農地・宅地はそれぞれ約7%・約9.5%で相対的に少なくなっています。

本市の都市計画区域のうち約78.3%が市街化調整区域であり、市街化区域の中では第1種住居地域が34.4%、第1種中高層住居専用地域が22.6%を占めています。

表1-4 用途別土地利用面積

(全 市)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
農 地	田	2,010	6.7
	畑	122	0.4
	採草放牧地	14	0.0
	(小計)	2,146	7.1
森 林		20,403	67.5
原 野		14	0.0
水 面		772	2.6
宅 地	住 宅 地	1,756	5.8
	工 業 地	228	0.8
	商 業 地	865	2.9
	(小計)	2,849	9.5
道 路		1,252	4.1
そ の 他		2,793	9.2
合 計		30,229	100.0

(市街化区域)

区 分			面積 (ha)	構成比 (%)
自然的土地利用	農 地	田	496.02	9.3
		畑	144.47	2.7
		(小計)	640.49	12.0
	山	林	437.28	8.2
	水	面	100.74	1.9
	そ の 他 自 然 地		170.89	3.2
			1,349.40	25.3
都市的土地利用	宅 地	住宅用地	1,412.82	26.4
		工業用地	278.69	5.2
		商業用地	350.23	6.6
		(小計)	2,041.75	38.2
	公 共 公 益 用 地		510.43	18.7
	道 路 用 地		819.98	15.3
	交 通 施 設 用 地		86.85	1.6
	そ の 他		440.53	8.2
	(小計)		3,993.60	74.7
合 計			5,343.00	100.0

(注) 平成10年12月及び平成11年の都市計画変更に伴い、現在の市街化区域面積は5,585haとなっている。

資料：平成8年度都市計画基礎調査

表1-5 都市計画・用途地域等の指定状況

(平成11年5月21日現在)

区 分		面 積 (ha)	構 成 比 (%)
都 市 計 画 地 域		25,737	100.0
市 街 化 区 域		5,585	21.7
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	851.9	15.3
	第2種低層住居専用地域	—	—
	第1種中高層住居専用地域	1,263.1	22.6
	第2種中高層住居専用地域	120.9	2.2
	第1種住居地域	1,922.7	34.4
	第2種住居地域	195.9	3.5
	準住居地域	14.7	0.3
	近隣商業地域	180.0	3.2
	商業地域	465.3	8.3
	準工業地域	255.1	4.6
	工業地域	297.6	5.3
	工業専用地域	2.5	0.0
市 街 化 調 整 区 域		20,152	78.3

(注) 市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるため。

5 産 業

事業所数の総数は約12,000事業所であり、そのうち従業者10人未満の事業所が約9,500事業所で、小規模な事業所が多くなっています。産業分類別

では卸売・小売業、飲食店が4,749事業所と最も多く、次いでサービス業が3,912事業所、建設業が1,228事業所となっています。

表1-6 産業（大分類）別事業所数・従業者数

(単位：事業所・人)

区 分	事 業 所 数			従 業 者 数		
	昭和61年	平成3年	平成8年	昭和61年	平成3年	平成8年
総 数	11,640	11,791	11,940	108,087	117,597	124,236
第 一 次 産 業						
農 業	7	7	6	X	X	X
林 業	8	7	3	115	89	39
漁 業	2	2	2	X	X	X
第 二 次 産 業						
鉱 業	4	4	3	38	53	21
建 設 業	1,122	1,117	1,228	9,248	9,184	10,468
製 造 業	924	855	778	24,801	24,407	21,983
第 三 次 産 業						
電気・ガス・水道業	18	19	14	858	1,021	1,121
運 輸 ・ 通 信 業	251	244	256	5,005	5,572	5,378
卸売・小売業、飲食店	4,939	4,852	4,749	25,689	28,412	31,880
金 融 ・ 保 険 業	255	254	272	5,101	4,820	5,990
不 動 産 業	529	634	625	1,489	2,304	1,739
サ ー ビ ス 業	3,488	3,705	3,912	30,267	36,144	39,959
公 務	93	91	92	5,422	5,489	5,587

資料：各年事業所統計調査、平成8年事業所・企業統計調査

第2 環境の概要

1 自然環境

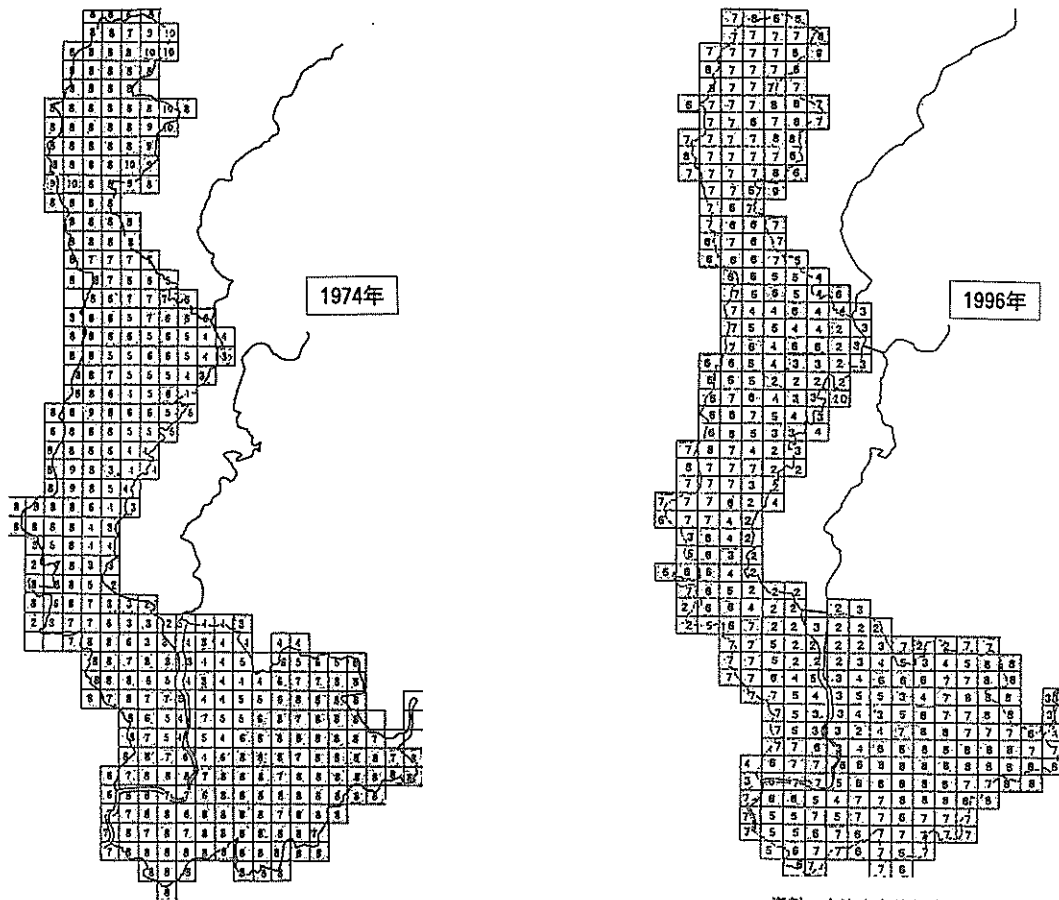
大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なっており、一方を琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々から数多くの河川や水路が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

本市は気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されていま

す。しかし、都市化の進展に伴い植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人が豊かな自然とふれあうことができるよう様々な施設整備や自然観察会の開催などを行うとともに、自然環境調査を実施し、得られた情報を環境学習等に活用しています。

図1-2 植生の相対自然度の変化



資料：大津市自然環境調査報告書

表1-7 メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10,9	8,7,6	5,4	3,2	総メッシュ数
1974年	16 (4.2%)	273 (71.7%)	66 (17.3%)	26 (6.8%)	381
1996年	3 (0.8%)	240 (63.5%)	64 (16.9%)	71 (18.8%)	378

資料：大津市自然環境調査報告書（2）

イ 河川の概況

市内には一級河川36本（支流を除く）を含め大小約50河川があり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入しています。

本市が山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

図1-4 大津市の河川の位置

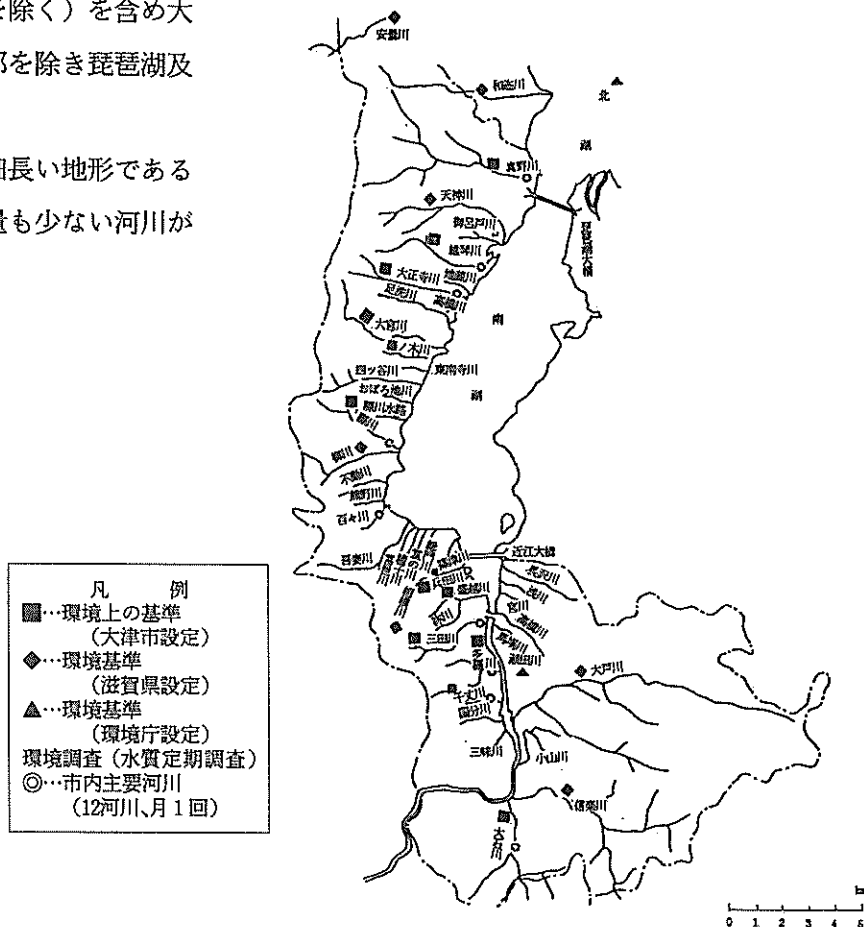


表1-8 主な河川の概況

区分	河 川 名	区間延長 (km)	流域面積 (km ²)	類型及び 達成期間	環境基準 設定
	瀬 田 川	—	—	A-I	国47.4
北入	安 曇 川	57.9	55.9	AA-I	県51.5
湖河	和 迄 川	10.5	15.4	A-I	"
流川	真 野 川	8.2	6.8	A-I	市55.8
南	天 神 川	6.8	5.8	A-ハ	県49.4
湖	雄 琴 川	3.5	4.6	B-ハ	市60.3
流	大 正 寺 川	1.8	3.0	B-ハ	市55.8
入	大 宮 川	4.8	4.6	A-ハ	県49.4
河	大 際 川	2.1	2.5	B-ハ	市55.8
川	柳 川	3.5	2.3	AA-ハ	県49.4
	吾 妻 川	2.3	2.0	AA-ハ	"
	相 模 川	2.5	3.0	AA-ハ	"
	兵 田 川	1.3	0.9	AA-ハ	市55.8
瀬	盛 越 川	1.8	1.9	A-ハ	市55.8
田	三 田 川	3.6	4.0	AA-ハ	"
川	多 羅 川	1.6	2.5	AA-ハ	"
流	千 丈 川	3.0	2.6	A-ハ	市60.3
入	大 石 川	5.1	13.8	A-I	市55.8
河	信 楽 川	17.3	42.8	A-I	県49.4
川	大 戸 川	37.2	132.3	A-I	"

注1. 類型はAA、A、B、C、D、Eの6段階があり、基準値を目安にAAから順次汚濁の進行度を指す。

注2. I…直ちに達成

ロ…5年を越える期間で可及的速やかに達成(国、県)

ハ…5年を越える期間で10年以内に可及的速やかに達成

注3. 国…環境庁、県…滋賀県、市…大津市

市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み良化傾向がみられますが、基準を達成していない河川がみられます。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね横ばいです。

(2) 大気汚染

本市には特に大規模な固定発生源はなく、前面には琵琶湖が広がり、背後は山並みに包まれた自然の豊かな地域であるため、大気質は全般的に良好です。しかし、交通の要衝で名神高速道路や国道1号等の主要幹線道路が通過していることから、局部的には自動車排ガスの影響を受けているところもあります。

市内には大気環境測定局が県2局市5局の計7局あり、大気環境の常時監視を行っています。そ

の結果、年度、測定局で多少の変動はあるものの、近年は横ばいで推移しています。平成10年度では、浮遊粒子状物質が環境基準不適合の局があった他は、平成9、10年度の光化学オキシダントを除き、全ての局で環境基準を達成していました。光化学オキシダントは、全ての局で環境基準を超えています。光化学スモッグ注意報の発令回数は、平成7年度以降少なくなっており、平成10年度に1回発令されました。

固定発生源については、大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当する施設は平成11年3月末で393

施設（113工場、280事業場）あり、その約66％がボイラーです。近年、各工場・事業場とも低硫黄重油や都市ガスなどの良質燃料への転換等により、大気汚染の防止が図られています。

また、近年、大気中から低濃度であるが、種々の有害物質が検出され、これらの長期暴露による健康への影響が懸念されることから、本市においても平成9年10月から平野市民センターで有害大気汚染物質のモニタリングを開始しました。

（3）悪 臭

悪臭は、人の感覚に直接不快感をおよぼし、快適な生活環境をそこなう要因となるため問題となり、例年20数件の苦情が寄せられています。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主であるが、浄化槽、ペットのにおい、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものも多くなっています。

22物質が悪臭防止法により規制対象となっていますが、悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法が導入されています。

（4）騒音・振動

騒音は直接人の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害等の影響を及ぼすため、一般に身近な公害問題

として苦情が寄せられるケースが多くなっています。

騒音の発生源は工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐にわたっています。近年は都市化の進展に伴い建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

工場・事業場の騒音については、発生源に対して防音対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が大切です。

交通騒音については、本市には名神高速道路、京滋バイパス、国道1号、新幹線などの主要幹線道路や鉄道が通過しているため、沿線住民から防音対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事を実施してきました。

一方、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

また、平成8年7月には、環境庁の「残したい“日本の音風景100選”」に本市の「三井の晩鐘」が選ばれました。今後とも、良好な音環境を保存するための地域のシンボルとして大切にしていきます。

（5）廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。一般廃棄物とは、家庭から排出されるごみやし尿を言い、産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等を言います。本市では、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な問題が生じています。

ア ご み

本市における平成10年度のごみ量は、113,580 tであり、依然として増加傾向が続いています。そのため、ごみ減量と資源再利用運動の推進に努めるとともに、ごみを適正に処理するため、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備を図っています。

平成6年6月には「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、さらに平成7年3月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、不法投棄対策も展開しています。

イ し 尿

本市における平成10年度のし尿、浄化槽汚泥の量は、34,483 k lであり、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

特に下水道計画区域外及び当分の間下水道が整備されない区域については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和63年度から補助制度を設け普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であり、浄化槽管理者への啓発による一層の徹底を図っています。

3 快適環境

昭和60年3月、快適環境整備計画“煌めき大津”(大津市アメニティ・タウン計画)を策定しました。

市では、この計画に基づき、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度“煌めき大津賞”、遊休地活用制度の創設などを行っています。

また、景観対策については、昭和60年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が施行され、琵琶湖周辺の指定地域等で建築物を建築する場合届出が必要となり、当条例に基づき助言指

導が行われています。市では、昭和63年3月に「景観形成基本計画」を策定し、平成元年度にはこの計画をより具体化するための手段として中高層建築物を対象として「景観形成手引書」を作成するとともに、近隣景観協定の締結等、大津らしさにあふれ、美しく風格のある景観の創造につとめています。

なお、昭和62年から、建築現場の仮囲いのペインティングや建築物の壁面をレリーフ等で修景するなどにより、楽しく歩ける美しい道づくりをめざした「沿道ビューティ作戦」を展開しています。

4 地球環境

平成9年12月、京都市で地球温暖化防止対策について気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出について、日本は平成20(2008)年から5年の間までに平成2(1990)年比で6%以上削減することが決まりました。この実現に向けて平成10年6月に、「地球温暖化対策推進大綱」が決定されました。

また、平成10年6月には「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、さらに、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、地方公共団体は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を策定するなどの取り組みを求めています。

オゾン層を破壊する特定フロン(フッ素化合物)の製造等についてはすでに規制されており、製品中に残っている特定フロン等については、平成6年8月から、家電販売店の協力を得て回収を行っています。

また、本市の酸性雨の測定値はpH4.8前後で、国内の他地域と同程度の水準となっています。

今後、市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するように行動するために、地球環境保全地域行動計画の策定に取り組んでいく予定です。

5 環境意識と環境保全活動

(1) 市民の環境意識と環境保全活動

平成6年度に実施した市民意識調査によると、暮らしの中では、環境保全に関する様々な工夫や努力をしている様子がうかがえ、環境に対する意識が高くなっています。市に対しては、琵琶湖や河川の水質保全に積極的に取り組んでいくことが望まれているとともに、環境資源の情報提供を求める意見が多くなっています。

環境保全活動としては、全市的に琵琶湖を美しくする運動、河川愛護活動、ごみ減量と資源再利用推進運動、ヨシ保全活動など様々な活動が展開されています。また、自治会や老人会などの地域の団体による古紙回収や花づくりなどの活動も盛んに行われています。

(2) 子どもの環境意識と環境保全活動

平成5年度の子どもを対象にした環境資源調査(『環境宝さがし』)では、5,403件にも及ぶ「環境宝もの」があげられ、子どもたちが、まちなかやその周辺の自然の中でたくましく、楽しく遊んでいるようすがうかがえます。

本市では、子ども会、児童館、市などの団体で、資源回収、公園などの清掃、ホタルの観察や飼育、学習などの子どもたちが主体となった環境保全活動が熱心に行われています。

(3) 事業者の環境意識と環境保全活動

平成7年度に実施した事業者環境意識調査によると、事業活動において約4割が廃棄物対策や省エネルギー対策に取り組んでいます。また事業所内でも経費節減に結びつく節電、紙使用量の削減対策などが積極的に行われています。しかし、環境問題の担当部署を整備している事業者はまだ少なく、社内制度や環境教育などはほとんど進んでいないのが現状です。

事業者は全市的な環境保全活動に積極的に参加するとともに、地域の活動にも積極的に参加しており、本市の環境保全の推進に大きな役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行う団体がある等、率先した取り組みも行われています。

図1-5 身近な環境保全活動実施状況

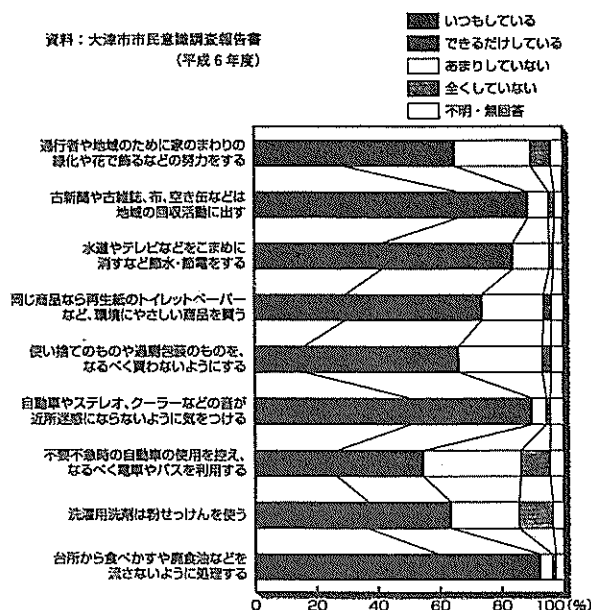


図1-6 子どもの「環境の宝もの」(上位10項目)

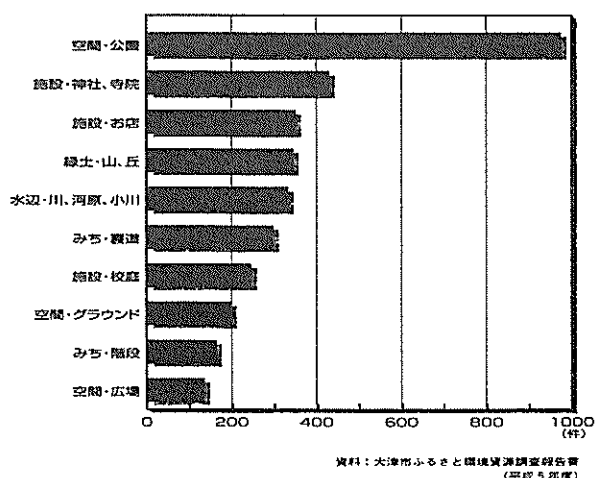
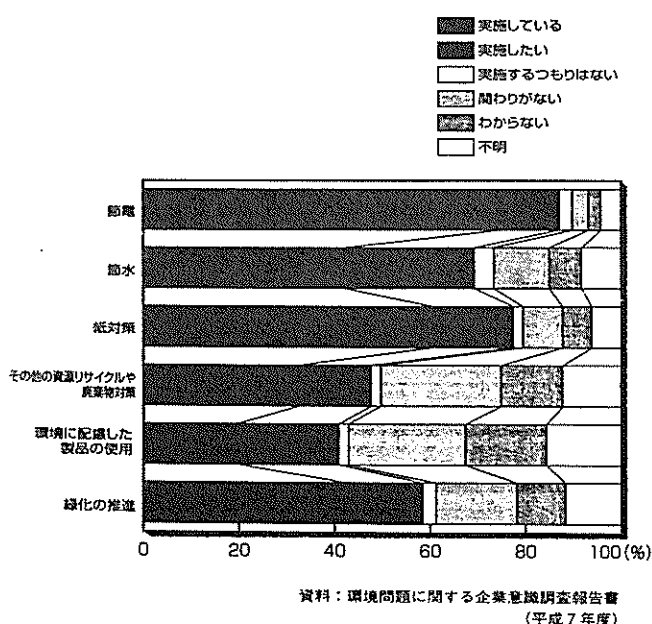


図1-7 事業所内での環境保全活動実施状況



第3 環境行政のあゆみと機構

1 環境行政のあゆみ

(1) 環境保全行政

[昭和40年代]

経済成長の進展により公害問題が全国的に拡大したため、昭和42年に公害対策基本法が制定されました。本市では、この年に企画室開発課に公害係が新設され、公害問題に対する対応が開始されました。その後、交通量の急激な増大に伴いその翌年には交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和44年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

そのため、本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和46年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やPCB汚染が問題となったことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置しその健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和48年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和49年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例（生活環境条例）を、昭和50年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（自然環境条例）を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

[昭和50年代]

昭和49年に制定された市生活環境条例の規定に従い、昭和51年には市内大手企業と公害防止協定を締結し、規制の強化を図りましたが、昭和52年に琵琶湖に赤潮が発生し、窒素・りん規制や下水道整備のおくれから生活排水対策が急務となってきました。県では昭和54年に富栄養化防止条例を制定し、工場等の排水の窒素・りん規制の他、りんを含む家庭用合成洗剤の規制を行いました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和54年から市内河川の魚類、底生生物等の調査を行うとともに、昭和55年には市独自の河川に係る環境上の基準を設定しました。さらに、野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行い河川環境に対する啓発を行いました。

しかし、琵琶湖南湖では昭和58年9月に水の華（アオコ）が発生し、予断を許さない状況となってきました。

また、昭和58年には全国的にトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等の未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても2地域で基準を超える地下水汚染が確認され、現在でも一部地域で継続調査を行っています。

一方、公害防止には一定の成果が見られるようになってきたことから、単にこれらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造が求められるようになってきました。このため、市では、昭和60年3月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画“煌めき大津”を策定しました。

〔昭和60年代以降〕

昭和60年1月、史上2番目の琵琶湖の異常渇水を記録しました。

同年4月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、りん的环境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、りんの規制が開始されました。また、計画的に汚濁を防止するため湖沼法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和61年には水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を推進するため、昭和61年3月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は現在20団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、63年の京滋バイパスの開通に伴い、大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

また、全国的にゴルフ場農業が問題となったことから、県では指導要綱を制定し使用量の低減等の指導が行われるようになりました。

さらに、平成2年からは環境教育を充実し、子どもたちのリーダーを養成するため「大津子ども環境探偵団」の発足や、市民を対象にした「環境塾」の開講、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成3年には雄琴、下阪本地域で「ヨシ刈り」「ヨシ焼き」「ヨシたいまつ点火」を実施するなどヨシ保全事業に着手し、現在、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の7地域でこれらの事業が実施されています。

そして、平成5年8月には都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会に「大津市の今日的環境施策のための基本的事項のあり方について」を諮問し、平成7年1月に答申を得ました。これに基づき、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を同年9月に制定しました。

また、市民の環境意識の向上と自主的な環境づくり活動の展開、並びに中・長期的視野に立った総合的計画的な環境行政の一層の推進を図るため、「環境学習の推進及び環境情報施策のあり方について」を平成7年7月に環境審議会に諮問し、同年10月に答申を得ました。

さらに、この間に各公害法令や県公害防止条例等の改正が行われたことから、本市条例とこれら法令等との整合を図り、新たな環境保全施策を推進するため、環境審議会に「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて」を諮問し、平成9年11月に答申を得て、平成10年9月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成5年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめて、平成9年度から環境基本計画の策定に着手しました。平成9年12月には大津市環境施策推進本部（本部長：助役）を設置し庁内の策定体制を整備するとともに、10年3月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、11年3月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

（2）廃棄物行政

〔昭和40年代〕

高度経済成長による経済活動の拡大、人口増加に伴い廃棄物量が増加し、昭和45年、清掃法にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定されました。従来清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされま

した。本市においても、昭和47年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和48年4月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化させました。

〔昭和50年代〕

都市化の進展やライフスタイルの変化などに伴い引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和52年9月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年12月に大津市・志賀町清掃センター組合（昭和62年4月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更）を設立、また、昭和53年3月にごみ及び産業廃棄物の併せ処理を目的として（財）大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和56年5月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とリサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

〔昭和60年代以降〕

昭和60年以後の好景気、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセット式ボンベ等適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和63年3月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年3月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。また、平成6年8月には大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成3年4月には、廃棄物の排出抑制と資源の

再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年10月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成6年6月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。

平成7年3月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の処理を行っています。

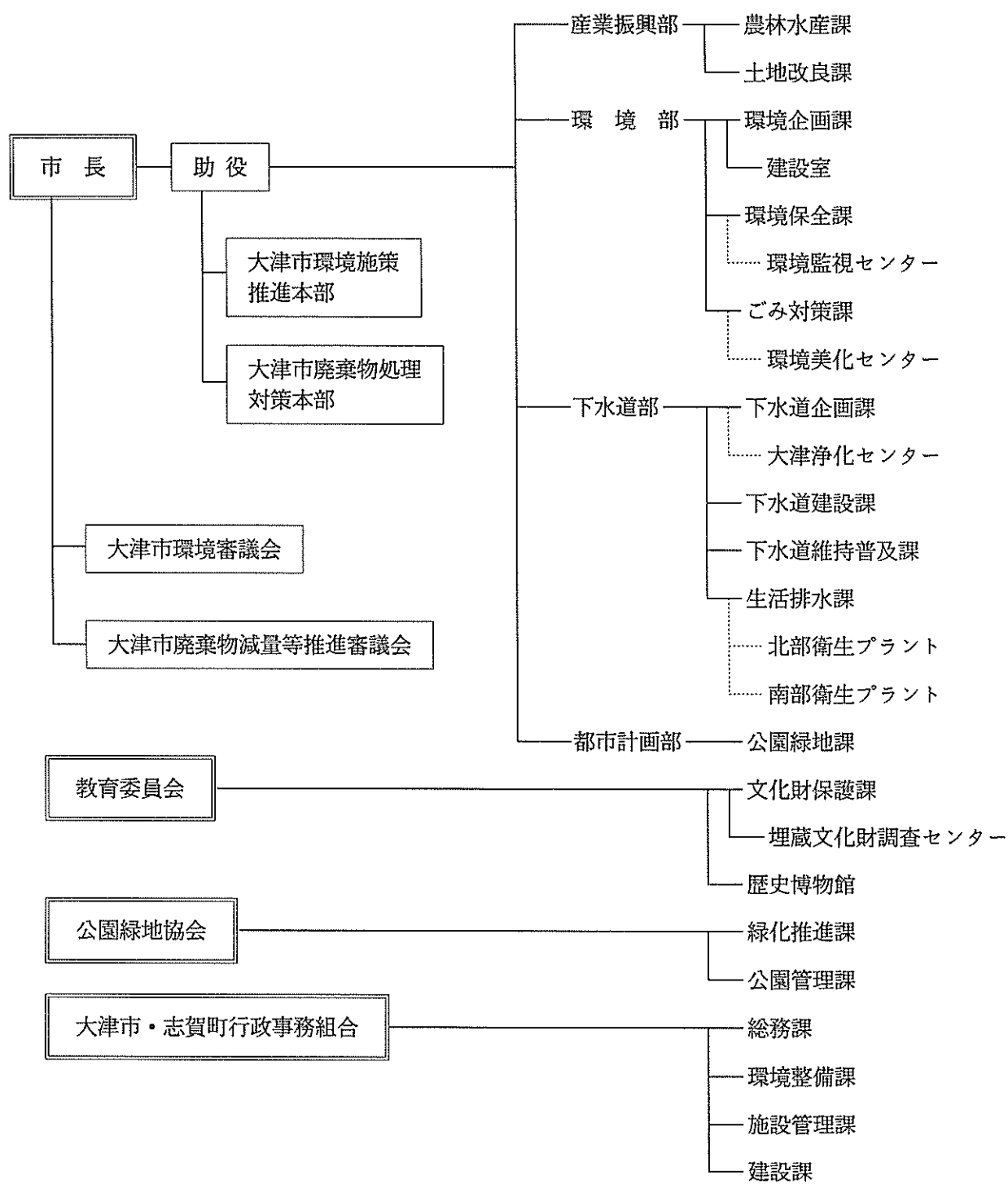
さらに、平成7年12月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受け、平成8年10月に分別収集計画を策定し、平成10年4月からペットボトルの分別収集を開始しています。

2 環境行政機構

平成9年度に、それまで市民部に属していた公害対策部門と環境整備部に属していた廃棄物処理部門が統合して環境部が発足し、一元的に環境行政を推進する行政機構となりました。

なお、自然環境保全部門については都市計画部公園緑地課の、生活排水対策部門については産業振興部、環境部、下水道部の所管となっています。

図1-8 主な環境関係行政組織図



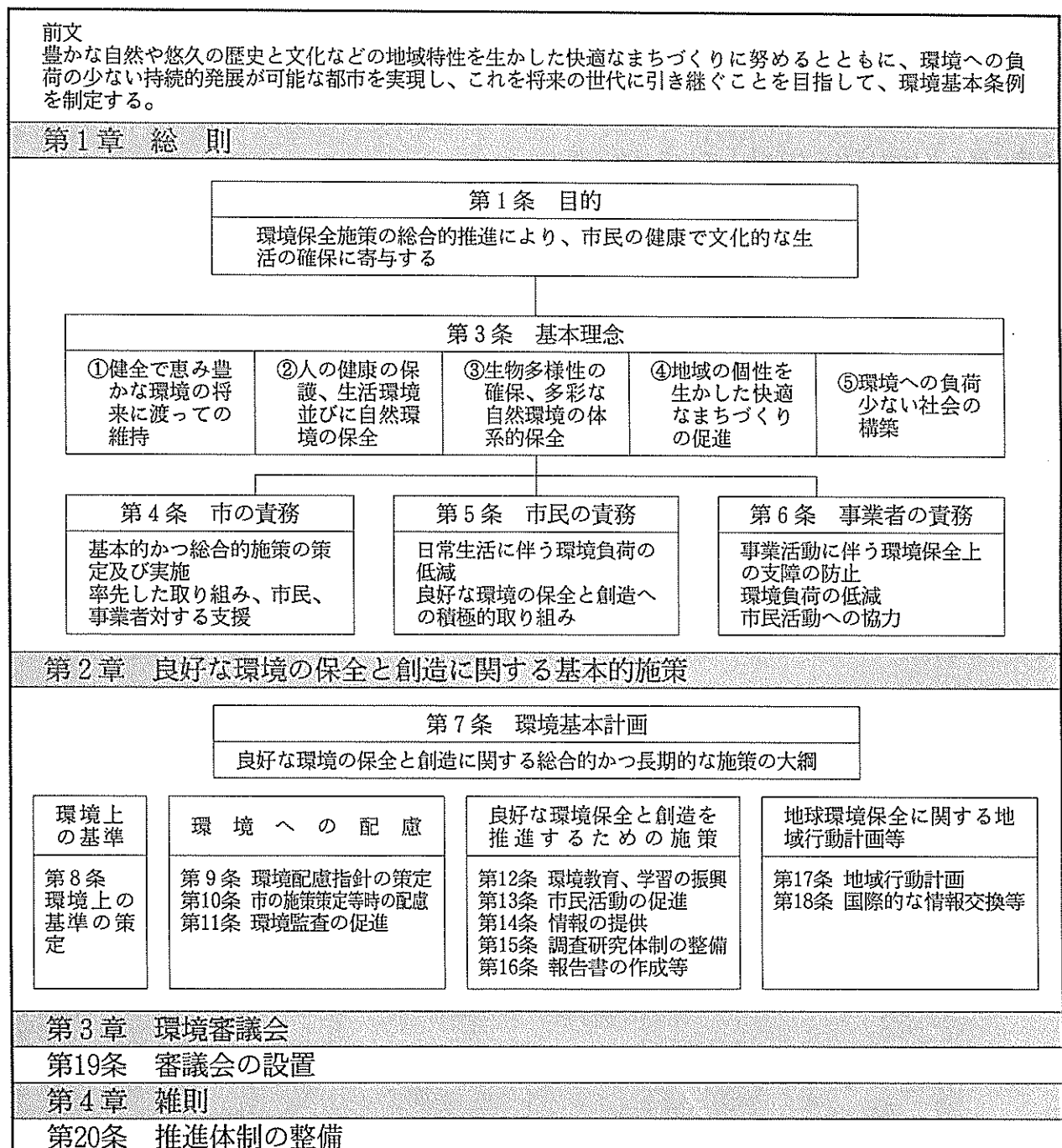
第4 環境の保全と創造に関する条例

1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応

するためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

図1-9 環境基本条例の体系



2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

本市は美しい琵琶湖とそれを取り巻く山々を中心とした素晴らしい自然に恵まれています。これらの自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和50年3月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としては、あらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、事業者や市民の責務としては、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成10年9月、「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」（昭和49年2月制定）の改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、施行にむけて作業を進めています。

4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全をめざしたリサイクル社会の実現をめざして、平成6年6月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

第5 総合的な環境施策の推進

1 大津市国土利用計画等における環境保全のし くみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として策定されるもので、大津市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成2年12月に策定されたものです。

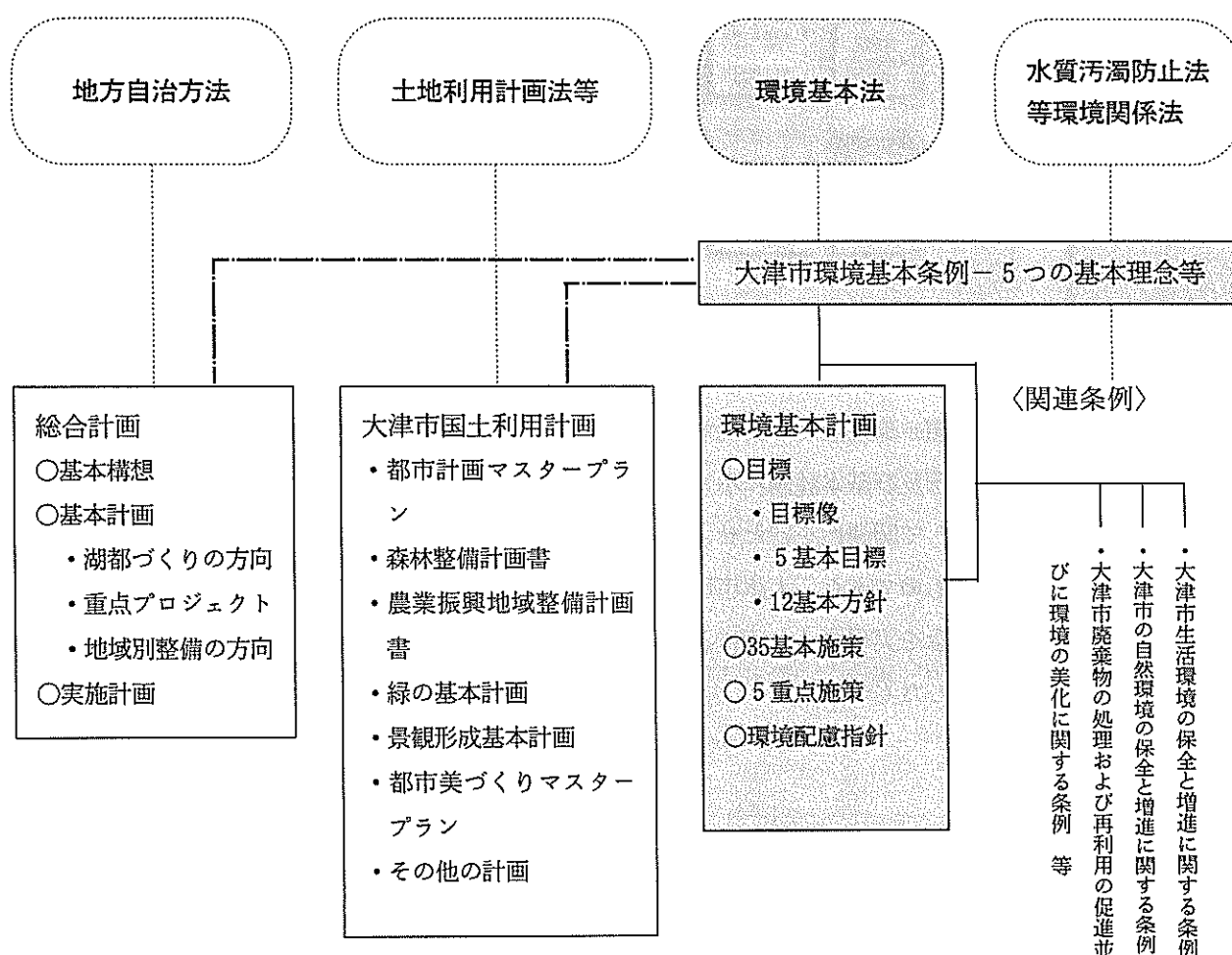
市域を自然的地域（森林地域、田園地域）、都市的地域（既成市街地、市街化進行地域、新市街地）、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれ

の特性に十分配慮しつつ、これらの環境を保全し、さらに良好な環境を創造するという観点からの土地利用の基本方針を示しています。

さらに、土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を示し、これを達成するために、関係法令を適切に運用するとともに、総合的かつ計画的な土地利用行政を進めることとしています。

現在の国土利用計画は平成12年を目標年次としていることから、平成11年度から見直しの作業を行っています。

図1-10 土地利用に関する計画と環境関係法等



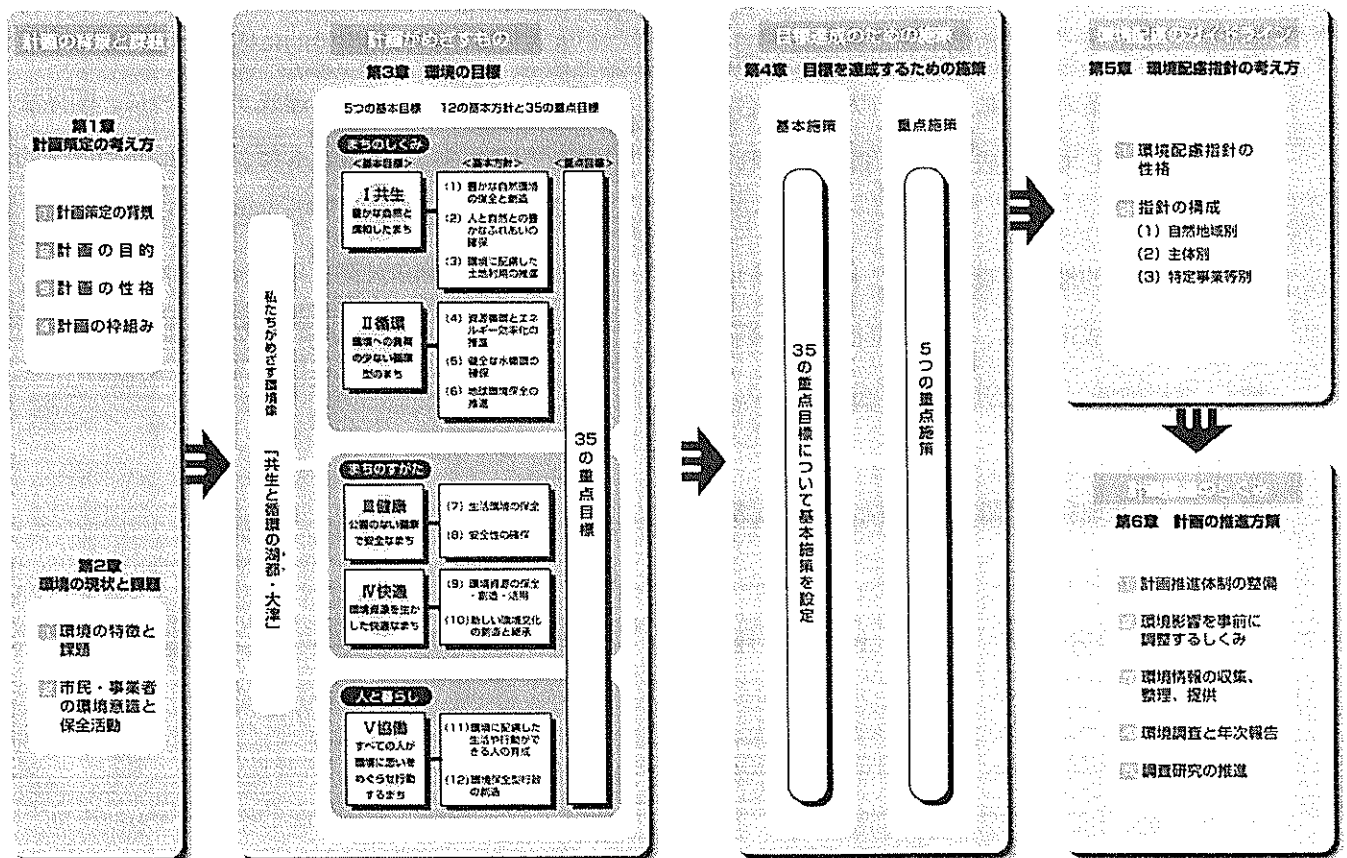
2 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条に良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、庁内に大津市環境施策推進本部を

設け検討し、市民、事業者の意見を聞きながら環境審議会の答申を得て、平成11年3月に本計画を策定しました。

環境基本計画の概要は次のとおりです。

図 1-11 環境基本計画の体系



(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例に掲げた基本理念を実現するために、同条例第7条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

ア 環境に係る全ての施策が35の基本施策の中に体系化された、総合的な計画です。

イ 基本施策に合計56の＜施策推進の指標＞を設

け、施策推進の状況を把握します。

ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について5つの重点施策を設けています。

エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置づけた、行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

ア 自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。

イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を

推進する主体です。

ウ 対象地域は、大津市全域です。

エ 計画の期間は平成11年度から22年度までの12年間です。

(4) 計画の概要

ア わたしたちがめざす環境像と5つの基本目標

私たちがめざす環境像として「共生と循環の・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という5つの基本目標を設けています。

イ 基本方針と重点目標

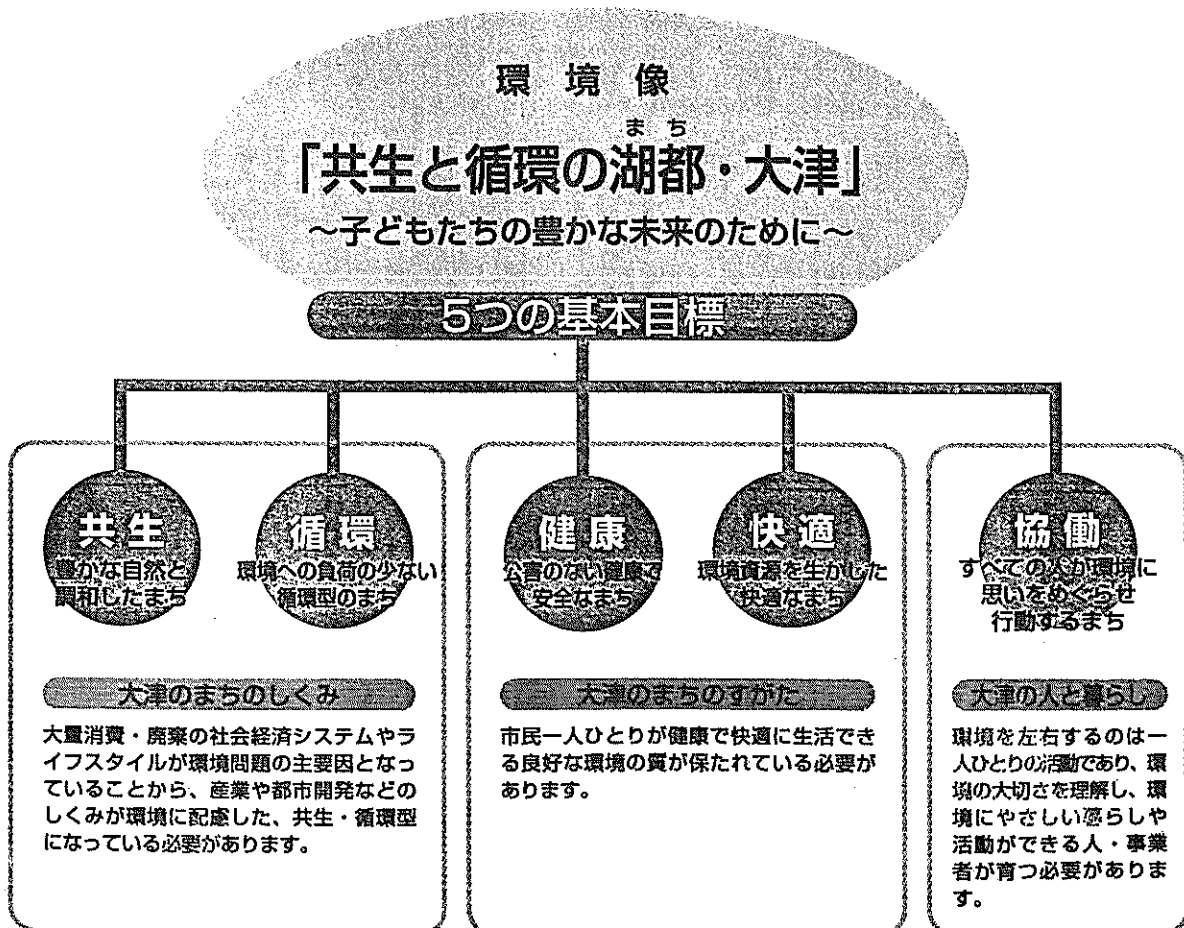
5つの基本目標を達成するために、12の基本方針と35の重点目標を設けています。

ウ 基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5つの重点施策を推進します。

図1-12 私たちがめざす環境像と5つの基本目標



(ア) 生き物を育む“生物生息空間（ビオトープ）の創造”

大津の生態系の基盤となっている森林、丘陵地の緑を保全します。また、いわゆる里地を保全するとともに、地域の環境づくりに生かしていきます。

- 多様な生態系の体系的な保全
- 動植物の保全・保護
- 里地を保全するしくみづくりの推進
- ビオトープの保全と管理
- ビオトープの創造
- 動植物の生息・生育状況の把握と情報の提供

(イ) 環境への負荷を減らす“リサイクル等とごみ減量の推進”

物を大切にし適量で長く使うように心がけるとともに、グリーン購入を推進します。また、有機廃棄物の活用など、日常生活や事業活動の場で資源を生かして使う努力を行うとともに、リサイクルシステムを整備し、有用資源の徹底した分別と再使用、リサイクル、再生品利用を進めます。

- 市民意識の高揚
- 資源循環を促進する学習の推進と情報の提供
- リサイクル等の推進
- 不要な廃棄物を出さない生産から廃棄に至るしくみの整備

(ウ) 琵琶湖を守る“川すじコミュニティの創造”

すばらしい琵琶湖を次の世代に継承するために、河川や水路から琵琶湖に流入する汚濁負荷量を削減するとともに、水環境の安全性を高めます。また地域の水循環を高めます。また、このような施策を進めていくために、川を中心とした生活文化や地域活動を育てていきます。

- 総合的取り組みの強化
- 汚濁負荷の低減対策の推進
- 水環境の安全性の確保

- 水辺環境の保全
- 水環境保全意識の高揚

(エ) 豊かさを実感できる“緑のネットワークの形成”

豊かな森林や里山の保全、田園地域の緑の保全とあわせて、幹線道路や河川沿いの緑化の推進、湖岸における緑地の保全等によって緑の拠点を形成し、民有地におけるきめ細かな緑を創出することにより、緑のネットワークを形成します。

- 総合的な緑の保全と創出の推進
- 緑の骨格の確立
- 緑の拠点づくり
- 公共、民間施設の緑化の推進
- 緑の管理体制の整備

(オ) みんなが考え行動する“環境パートナーシップの推進”

環境パートナーシップの形成をめざして取り組みを進めるとともに、環境学習の推進、環境情報の整備・提供、市民・事業者の環境保全活動の支援など、環境パートナーシップの主体の形成について支援するとともに、活動拠点の整備を進めます。

- 環境パートナーシップの考え方の普及
- 市民、事業者の環境保全活動の推進
- 各主体のネットワークの形成
- 環境パートナーシップ推進のためのフォーラム等の設置
- 環境パートナーシップ推進拠点の整備

エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

3 大津市環境配慮指針

大津市環境基本条例第9条及び10条に環境に配慮すべき指針を策定することを定めています。

環境配慮指針は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞き環境基本計画第5章の環境配慮指針の考え方に基づき平成11年3月に策定しました。

(1) 指針の特徴

ア 環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。

イ 環境基本計画の12の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。

ウ 各主体が配慮指針を活用するための＜活用ガイド＞を示しています。

(2) 指針の概要

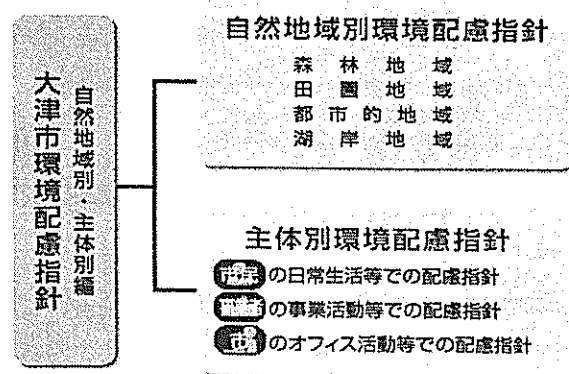
ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が小さな適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示します。

図1-13 環境配慮指針の体系

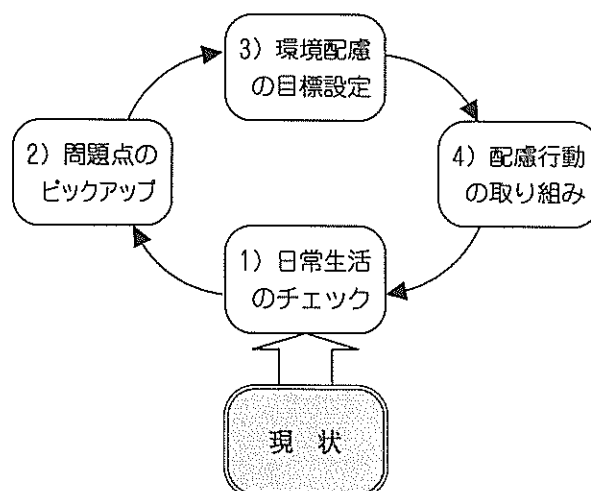


(3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、家庭で話し合い、環境管理システムの考え方を参考にして、できるところから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックするためや環境配慮システムを整備するために活用します。

図1-14 市民、事業者の環境配慮の進め方



4 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきました。そのために市長の諮問機関として、昭和47年7月に公害対策審議会が発足しました。

その後、48年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して49年2月に環境審議会が発足し、平成7年9月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第19条に位置づけられたものとなっています。

環境審議会は、環境基本計画に関する事項、その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べるものであるとされており、環境の保全に関し識見を有する者20人の委員で組織されています。

環境基本条例施行以降、「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて」及び「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申を受けています。

5 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べるもので、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第17条に基づき設置されています。

学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計15人以内の委員で組織されており、平成9年3月に「容器包装リサイクル法に基づく分別収集のあり方について」答申を受けています。

6 大津市環境施策推進本部

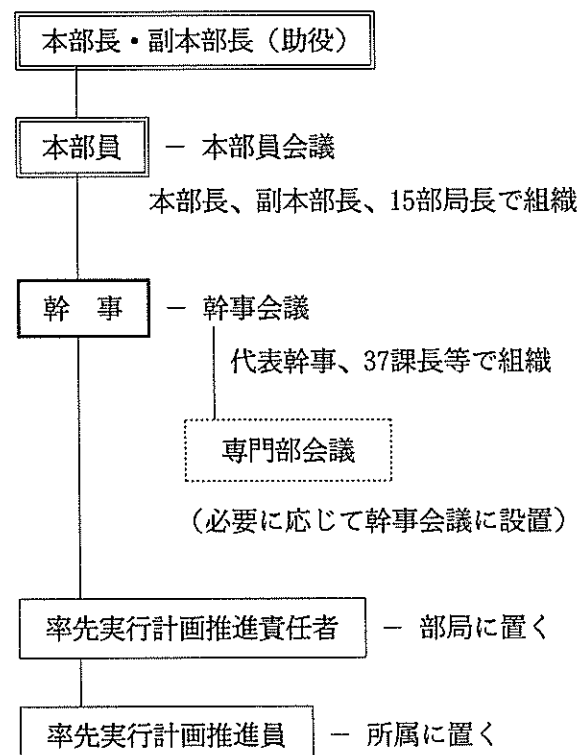
市として、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第20条に基づき、平成9年12月に設置したものです。

助役を本部長及び副本部長に、関係部課で組織し、環境基本計画、環境配慮指針等について1年余りにわたり集中して検討を行い、平成11年3月に環境基本計画、環境配慮指針、環境基本計画施策推進計画、環境にやさしい大津市役所率先実行計画、大津市役所グリーン購入推進基本方針をとりまとめました。

今後は、環境基本計画及びその関連計画を積極的に推進していきます。

図1-15 大津市環境施策推進本部の体系

(平成11年6月現在)



7 大津市廃棄物処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物（し尿を除く。）の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和55年10月に設置したものです。

助役を本部長、環境部長を副本部長に、9 関係部局長及び環境部次長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物の減量化及び資源化再利用についての市民及び事業者の意識高揚等について検討し、推進します。

これまで、容器包装リサイクル法に基づく分別収集のあり方や（仮称）南部清掃工場の建設について検討してきました。

8 環境影響評価制度

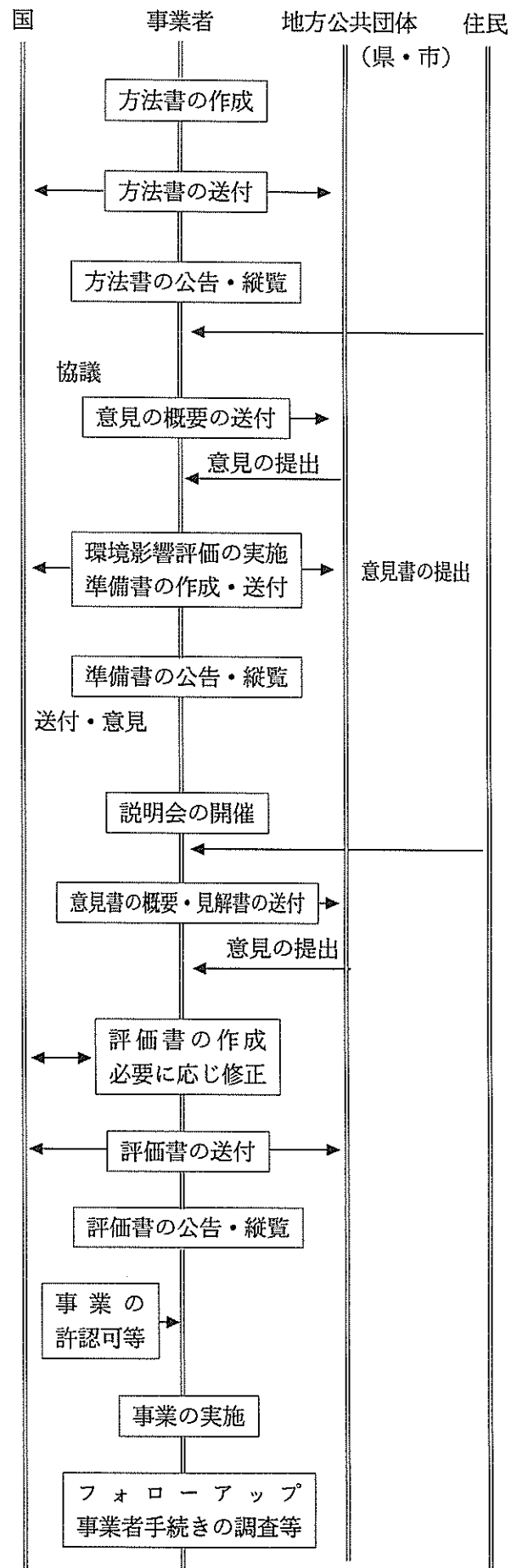
環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。

(1) 国における制度

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、11年6月から全面施行されることとなっています。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務づけています。

同法が全面施行されるまでは、昭和59年8月の「環境影響評価について」の閣議決定により環境影響評価が行われ、道路、ダム、鉄道、飛行場等の11対象事業となっていました。

図1-16 環境影響評価法の手続の流れ



(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和56年3月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定し、埋め立て干拓、ダム建設、放水路等の建設、下水道終末処理場の建設等の14事業を対象事業としています。評価項目は、大気汚染、水質汚濁等の典型7公害と日照、電波障害の生活環境に係る項目、地形・地質、生物等自然環境に係る項目及び景観や文化財となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

また、平成10年12月に滋賀県環境影響評価条例

が制定され、平成11年6月に全面施行されることとなっています。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の拡充、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

表1-9 環境影響評価の実施状況

事業名	規模
① 大津湖岸なぎさ整備事業	埋 立 て 18.5ha
② 大津港改修整備事業	埋 立 て 6.9ha
	しゅんせつ 18 ha
③ 中央自動車西宮線改築事業（栗東～瀬田東）	道路改築 9.2 km
④ びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業（志賀町）	敷地面積 97.8ha
⑤ 教育・研究機関誘致に伴う造成事業（龍谷大学）	敷地面積 32.6ha
⑥ 京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	敷地面積 61.8ha
⑦ びわこサイエンスパーク（仮称）整備事業 （伊香立土地区画整理事業）	敷地面積 188.0ha
⑧（仮称）新南部廃棄物処分地設置工事	敷地面積 26.3ha
⑨（仮称）大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積 96.0ha
⑩（仮称）大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場設置事業	敷地面積 20.5ha
⑪ 大戸川ダム建設事業	敷地面積 150.0ha
⑫ 大津カントリー倶楽部整備および増設工事事業	敷地面積 220.6ha
⑬ 立命館大学みわこキャンパス整備事業	敷地面積 50.0ha
⑭ 近畿自動車道飛鳥神戸線建設事業	道路新築 54.0 km
⑮ 大津湖岸なぎさ公園整備事業（打出の森地区変更）	埋 立 て 3.76ha
16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	敷地面積 39.5ha
17 大津真野佐川地区土地区画整理事業	敷地面積 41.1ha

注：○印は手続きの完了したものを示す。

9 公害防止貸付制度

中小事業者を対象に、昭和46年5月、貸付限度額500万円、利率5.5%、償還期間5年、銀行との協調融資（1：1）という条件で当事業を開始し、以後数回の改正を経て、現在は1,000万円（移転

1,500万円）、3.0%、10年返済、協調融資（市：銀行＝3：7）でこれを運用しています。現在までの貸付件数は55件です。

第 2 章 各 論

第2章 各 論

第1 豊かな自然環境の保全と創造

1 多様な自然環境の体系的な保全

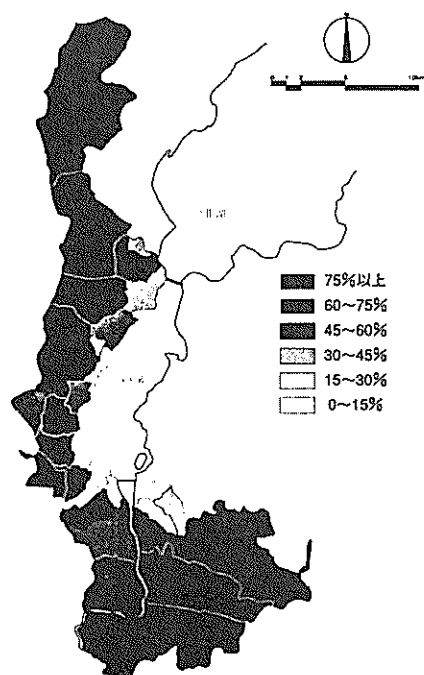
大津には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地、農用地などは多面的、公益的な機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成8年度に実施した自然環境調査によると、本市全域の緑被率は78%、市街化区域の緑被率は30%となっています。

平成6年3月に「大津市ふるさと水と土保全基金条例」を制定し、農業用のため池、水路、道路などの多面的機能と地域資源を将来にわたって整備、保全していく地域住民活動を支援しています。また、里地の保全や環境保全型のは場整備を推進するために、「農業農村環境整備実施調査計画」の策定作業を進めています。

図2-1 地域別の緑被率



資料：大津市自然環境調査（2）報告書
（平成8年度）

2 生物の多様性の確保

（1）動植物の生息・生育状況

ア 自然環境調査の実施

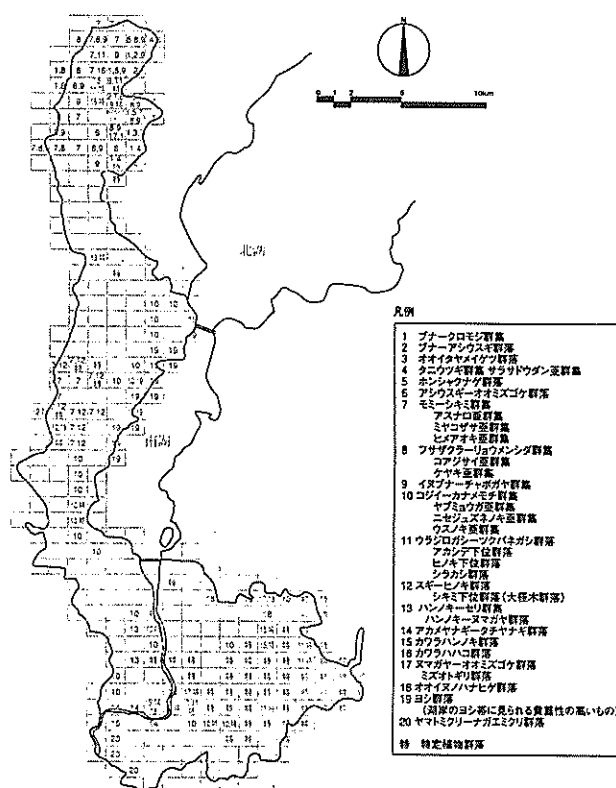
平成7～8年度に大津市自然環境調査を実施しました。動植物についての調査の概要は次のとおりです。

（ア）植物

森林植生、草本植生を併せて約80タイプの植物群落を確認されました。これの多くは代償植生であり、自然植生は、比良山や京都府県境の標高の高い山頂付近等に小面積で残っています。

貴重植物群落の分布状況をみると、市北部の葛川、東部の田上、上田上に多くの群落が見られ、特に、堅田、雄琴、下阪本地域の湖岸沿いにはヨシ群落が見られます。

図2-2 貴重植物群落分布図



資料：大津市自然環境調査報告書
（平成7年度）

(イ) 動物

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多くの種類にわたっています。

標高の高い比良山地及び丹波高原では、ツキノワグマ、カモシカのような奥山型の哺乳類や、溪流にはヒダサンショウウオやナガレヒキガエルが生息するなど、近畿地方では高標高の山地のみに分布するグループもみられます。この山地は自然

度の高い貴重な地域であるといえます。

大津市に生息する哺乳類は6目12科23種、は虫類は2目6科14種、両生類は2目6科18種、昆虫類は18目201科1,209種の記録があります。

(2) 保護地区の指定

昭和55年8月に、「瀬田川自然保護地区」が大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく保護地区に指定されました。

表2-1 指定保護地区の概要

指 定 年 月 日	昭和55年8月1日
保 護 地 区 の 名 称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流875メートルの地点から鹿跳橋の下流200メートルの地点までの区域（面積62,776平方メートル）
指 定 の 内 容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴（大小さまざまの丸い穴のあいた岩石）を含む指定区域内の自然景観（鹿跳橋を除く。）

(3) 保護樹木・保護樹林等

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」では、市街地に所在する樹木で良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するため必要があると認められる樹木について、保護樹木として指定することができることとなっています。

現在は、自然災害等で指定解除したものを除き29本の保護樹木を指定しており、その保護に努めています。

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア. 都市化区域内に所在すること。
- イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
- 地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
 - 地上より高さが15m以上である。
 - 株立ちした樹木では、地上より高さが3m以上である。
 - はん登性樹木では、枝葉の面積が30㎡以上である。

表2-2 保護樹木

指定 番号	樹 木 名	幹周 cm	樹高 m	推定 樹齡	所 在 地	所 有 者
3	ケ ヤ キ	282	15	100	長等一丁目1-35	大津赤十字病院
4	イ チ ヨ ウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イ チ ヨ ウ	205	16	150	〃	〃
6	ク ロ ガ ネ モ チ	274	18	400	松本一丁目8-25	平 野 神 社
7	カ ヤ	290	13	200	〃	〃
8	イ ロ ハ モ ミ ジ	170	12	150	〃	〃
9	エ ノ キ	379	23	200	西の庄15-16	石 坐 神 社
10	イ チ ヨ ウ	435	24	600	木下町7-13	和 田 神 社
12	ケ ヤ キ	310	22	300	〃	〃
13	ケ ヤ キ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠 津 神 社
14	ク ス ノ キ	188	13	70	園山一丁目1-1	東レ株式会社
15	カ ツ ラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長 等 神 社
17	ク ス ノ キ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	田 中 隆
18	ク ス ノ キ	335	23.9	350	〃	〃
19	イ チ ヨ ウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖 島 神 社
20	シ ダ レ ヤ ナ ギ	204	14.7	100	島の関1-60	中 央 小 学 校
21	イ チ ヨ ウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本 福 寺
22	シ イ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大 将 軍 神 社
23	イ チ ヨ ウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善 通 寺
24	モミジバスズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目6-23	県立体育文化館
25	ク ス ノ キ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西 徳 寺
26	ケ ヤ キ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケ ヤ キ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭 神 社
29	ク ス ノ キ	270	23.9	250	〃	〃
31	ク ス ノ キ	241	16.5	80	膳所二丁目11-1	県立膳所高校
32	ク ス ノ キ	302	16.0	80	〃	〃
33	ク ス ノ キ	226	12.0	80	〃	〃
34	ム ク ロ ジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯 成 神 社
35	イ ロ ハ モ ミ ジ	183	15.3	400	坂本一丁目8-31	倭 神 社

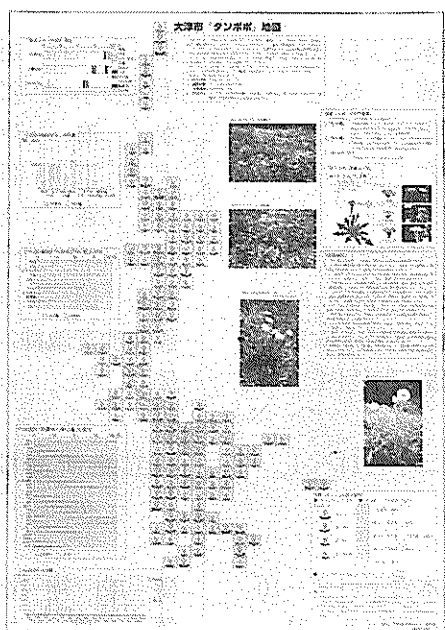
表2-3 保護樹林

指定 番号	樹 林 名	面 積	所 在 地	所 在 者
1	御 靈 神 社 の 森	2,570 m^2	大津市鳥居町14-13	御 靈 神 社
2	高 穴 穂 神 社 の 森	3,647	〃 穴太一丁目3-1	高 穴 穂 神 社
3	膳 所 神 社 の 森	5,728	〃 膳所一丁目14-14	膳 所 神 社
4	平 津 の 森	12,926	〃 平津二丁目9-13	戸 隠 神 社
5	寺 辺 の 森	14,700	〃 石山寺二丁目13-16	新 宮 神 社

(4) 身近な環境調査員～環境夢先案内人～による 身近な生き物等の調査

「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心に身近な環境を調査してもらおうというものです。平成3年度に発足し、これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぽぽ、ツバメ、酸性雨、環境宝物、魚、サクラなどの調査を行ってきました。結果は地図や冊子にまとめ、情報提供者や小・中学校等に配布し、環境学習に活用されています。

図2-3 大津市『タンポポ』地図



3 身近な自然の保全と創造

(1) 「緑の基本計画」の策定

近年の環境問題や自然とのふれあいに対する市民の関心やニーズに応え、良好な生活環境を形成するためには、中・長期的な目標のもとに総合的な施策を体系的に位置づけ、系統的な緑地の配置計画に従って緑地の保全・創出を図ることが必要です。

また、緑の保全・創出を図る上では、市民、事業者、市が一体となって施策を展開することが重要です。

そのために、本市の緑の総合計画として、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」の策定作業を進めています。今後、この計画をもとにして、生活の豊かさを実感できる緑あふれるまちの形成に向けて、緑地の保全と緑化の推進を総合的に推進していきます。

(2) ビオトープの保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化や自然性の高い公園など、生物生息空間（ビオトープ）の整備を進めています。

これまで、横田川、千丈川などの河川、瀬田公園、一里山公園などの公園、平野古池などのため池などでビオトープの配慮を行っています。

(3) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。

ア 緑化推進大会の開催

都市緑化月間に花とみどりのまちづくりを推進するため、毎年「おおつ花フェスタ」を開催して

います。花や苗木の即売、園芸相談、農産物の販売などを行い、多くの市民に親しまれる催しとなっています。

イ 花作りの推進

うるおいのある生活には花は欠かせない要素であり、公園をはじめ、公民館、河川等で花作りをする団体に花の種や苗などの支援を行っています。また、秋には、「手のひら花苑花壇コンクール」を開催しています。

ウ 園芸教室

市民に家庭で花や緑に親しんでもらうため、年間を通して花や緑に関する講習を行っています。

エ 公園愛護団体の育成等

公園をはじめとした市域の緑を守り育てるためには、適切な維持管理が不可欠です。このため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織・育成を進めています。

オ 生垣設置奨励補助金交付制度

家庭における緑化推進をめざして、生垣を設置する場合、その費用の一部を助成しています。

(4) 自然愛護思想の普及

大津の豊かな自然環境は市民共通の財産です。この財産を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりが緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

また、平成5年度には、大津市公園緑地協会を発足させ、身近な公園の緑と施設、さらに街路樹の維持管理、「おおつ花フェスタ」などの緑化イベントの開催、「手のひら花苑」や「生垣設置奨励補助」などの補助制度により、家庭緑化や街の緑化を支援しています。

ア 大津緑の少年団の育成

緑の少年団とは、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成7年4月に設立されました。大津市内の小学生が対象で緑の募金街頭活動、植栽、ハイキングやキャンプ等を行っています。団員は、平成9年度は45名、10年度は47名でした。

イ 大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成3年3月に大津市の花、木、鳥が選定されました。

花は叡山すみれ、木は山桜、鳥はゆりかもめです。

選定の理由は次のとおりです。

(ア) 叡山すみれ

「叡山」という大津市内の地名がついたスミレ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにやらゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。

図2-4 叡山すみれのデザイン

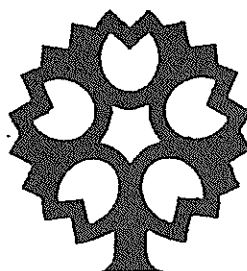


大津市の花
叡山すみれ

(イ) 山桜

日本原産の落葉広葉樹であり、「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」という歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。

図2-5 山桜のデザイン

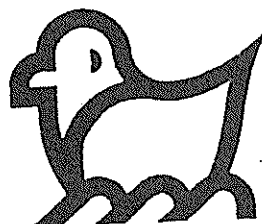


大津市の木
山桜

(ウ) ゆりかもめ

かもめ科の冬鳥。その優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。

図2-6 ゆりかもめのデザイン



大津市の鳥
ゆりかもめ

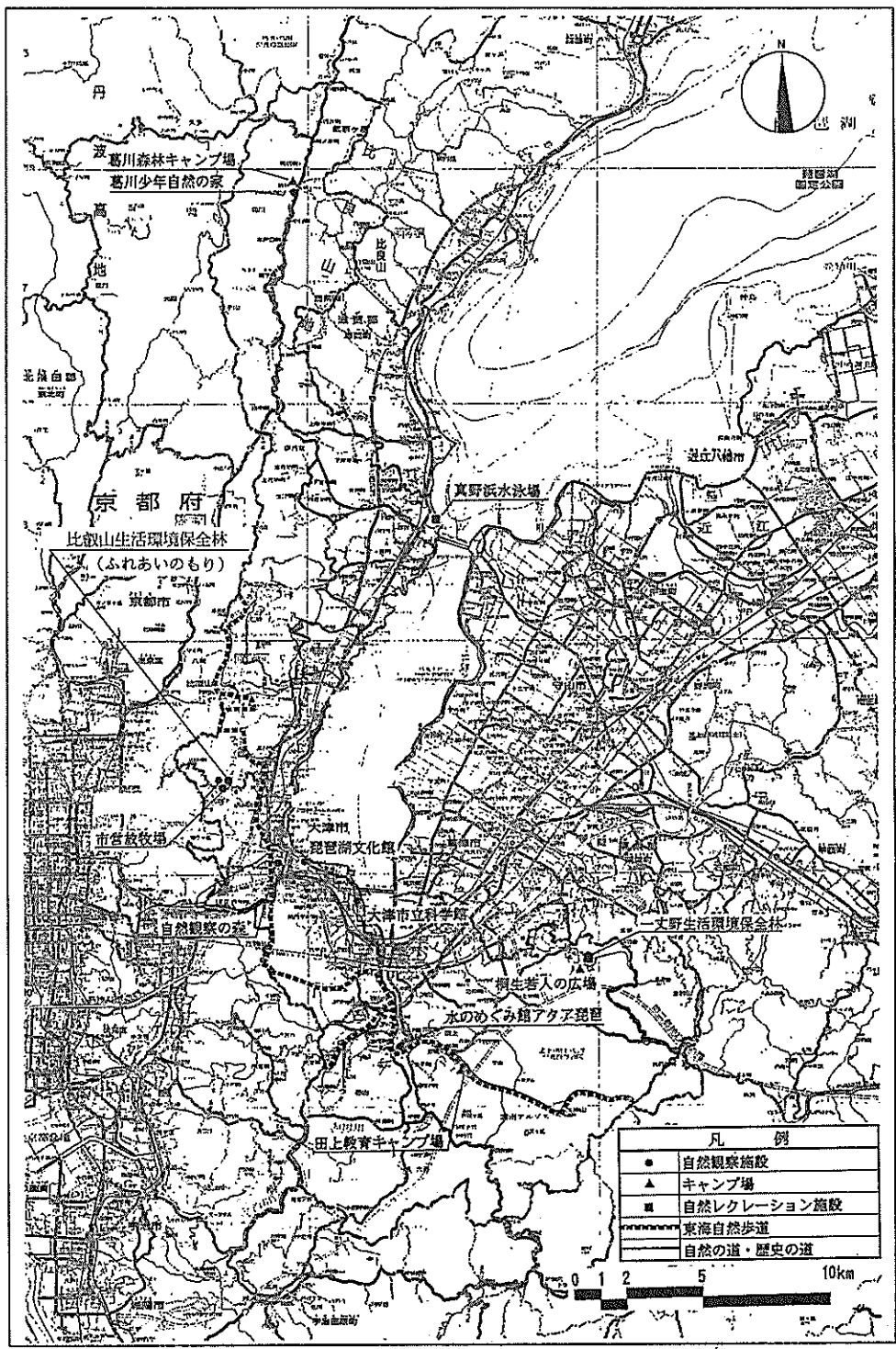
第2 人と自然との豊かなふれあいの確保

1 自然体験空間の整備

(1) 自然体験ができる地域や施設

自然体験ができる地域として葛川森林キャンプ場、自然とふれあう施設として自然観察の森、ふれあ村、田上・桐生教育キャンプ場等の整備をすすめ、いのもり等を整備しています。

図2-7 自然とのふれあい施設等の位置



(2) 東海自然歩道

東京の西郊にある「明治の森・高尾国定公園」を起点とし、大阪の北郊にある「明治の森・箕面国定公園」を終点とする総延長1,343 k mの長距離歩道。明治100年事業として、厚生省の指導により昭和49年に誕生しました（現在は環境庁所管）。

市内では、信楽町田代の田代川三筋の滝の下流から田上山、音羽山、長等山、比叡山といった周囲の山々を経て、京都大原に通じる仰木峠まで、延長52 k m、休憩所が4カ所あります。

(3) 自然の道・歴史の道

昭和45年に、すぐれた自然と恵まれた歴史的遺産を多くの人に見てもらおうと「自然の道・歴史の道」を設定しました。

表2-4 ファミリー農園設置状況

(平成11年2月現在)

農 園 名	所 在 地	面積 (㎡)	区 画 数
滋 賀 里	滋賀里四丁目字掛田46-1、47-1、52-1	3,307	110
高 砂	高砂町字上高砂281	500	17
鏡 が 浜	勸学二丁目字名村川167、168	2,050	79
南 志 賀 三 丁 目	南志賀三丁目4字上浮田299-ア	1,200	34
南滋賀三丁目第二農園	南志賀三丁目字浮田299-ア	748	23
湖 城 が 丘	秋葉台字池ノ内726	1,030	33
国 分 西 出	国分一丁目西出607	1,226	39
国 分 西 出 (新)	国分一丁目西出608	1,378	49
平 津 一 丁 目	平津一丁目28字讃岐 453-5、554	1,590	44
田 上 枝	枝四丁目字土佐谷844、845、845-1	687	16
月 輪 二 丁 目 市 民 農 園	月輪二丁目字中島179-1、180-1・-3	2,389	49
計	11ヶ所	16,105	493

現在、このコース変更等により、道標やパンフレットの再整備を実施しており、これまでに◇湖南アルプスの道◇大津京の道◇堅田葛川の道◇小関越の道の整備を終え、今後も年次的に整備する予定です。

2 自然とふれあう活動の推進

(1) 市民農園等の整備と活用

市民農園等は、菜園としての機能の他、自然とのふれあい、休養、レクリエーションなど、様々な役割を果たしています。市ではファミリー農園や健康農園を、レーク大津農協においても青空健康農園を運営しており、広く活用されています。

(2) 自然観察会等

自然を大切にする心を育むために、初夏と秋の2回「自然観察会」を市自然保護指導員連絡会と共催で行っています。これは、田上山、長等山、比叡山などで植物や野鳥などの自然を観察するもので、平成10年度の参加人数は43名でした。

また、冬の琵琶湖を訪れる水鳥たちの生態を観察する「水鳥の観察会」も年1回開催しています（平成10年度は荒天のため中止）。

それぞれ多くの市民が参加し、自然の美しさ、自然の中で過ごすことの楽しさを知ってもらうことを通じて、自然の大切さを啓発しています。



観察会開催状況

第3 環境に配慮した土地利用の推進

1 自然公園等の指定

(1) 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく地域指定

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として指定されています。

本市には、琵琶湖国定公園（昭和22年指定）、三上・田上・信楽県立自然公園（昭和44年指定）及び朽木・葛川県立自然公園（昭和46年指定）の3つがあり、それらの面積の合計は15,034haになっており、本市の面積の約半分を占めています。

表2-5 大津市の自然公園等の面積

（単位：ha）

区 分	第1種 特別地区	第2種 特別地区	第3種 特別地区	普通地域	計
琵琶湖国定公園	358	1,714	2,547	120	4,739
三上・田上・信楽 県立自然公園	8	106	4,526	1,033	5,673
朽木・葛川 県立自然公園	130	264	726	3,502	4,622
計	496	2,084	7,799	4,655	15,034

ア 琵琶湖国定公園

比叡山系・音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその両岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の山地です。

イ 三上・田上・信楽県立自然公園

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

(2) 風致地区の指定

都市計画法第8条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には12の風致地区が設けられています。

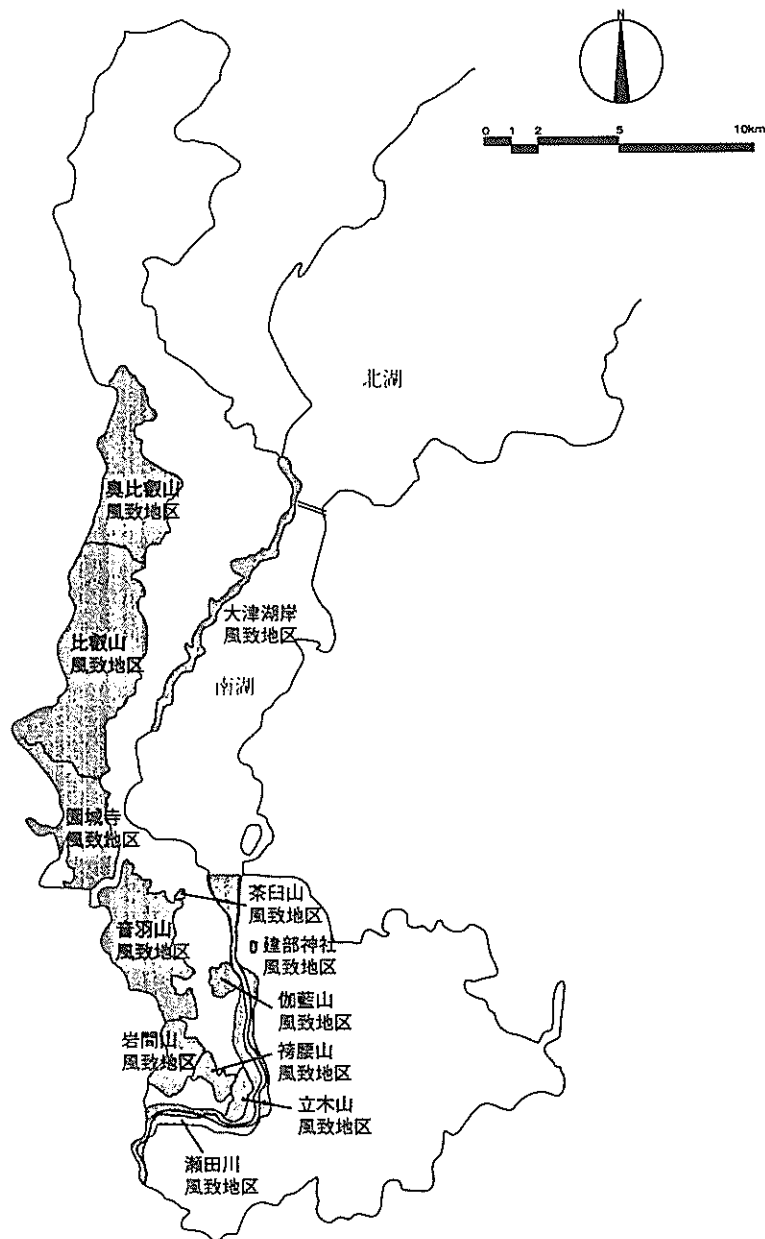
当初は昭和12年3月に指定されましたが、昭和47年6月に再編成され、また昭和53年3月に一部変更されました。

ウ 朽木・葛川県立自然公園

安曇川源流の渓谷と後背地の山々とで構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき

その面積の合計は、7,202.9haとなっています。

図 2－8 風致地区の位置



2 大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境づくり

大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため大津市開発事業指導要綱を定め、環境保全、騒音・振動・粉じ

ん等の対策、水質汚濁対策、電波障害対策、日照対策、文化財の保護等について必要な措置を求めています。

第4 資源循環とエネルギー効率化の推進

1 ごみ減量とリサイクル等の推進

(1) ごみ量の推移

大津市が収集するごみ量は年々増加し、平成10年度は約11.3万トンとなっています。また、ごみ減量・リサイクル量は3,688トンでした。

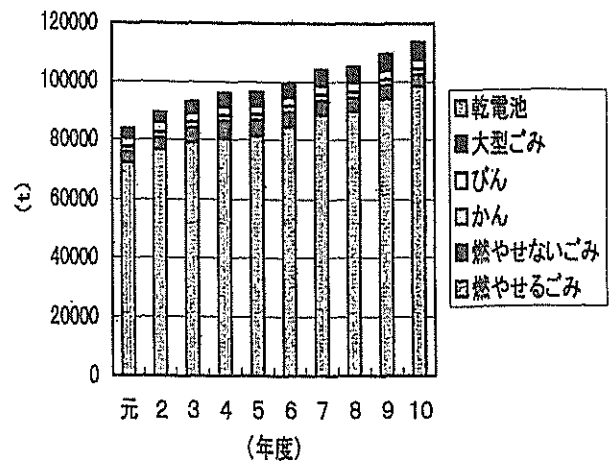
これを一人1日あたりに換算すると、排出量は1,084g/人・日、また、資源化を除く一人1日あたりの処分量は1,049g/人・日です。

(2) ごみ減量と資源再利用推進会議

昭和56年5月30日、ごみ減量・リサイクル意識の高揚と環境保全に努めるとともに、ごみの減量化につながる実践活動をとおして私たちのまちにふさわしい気風を自らが育てていくことを目的として発足しました。

4つの常設部会（企画総務、ごみ減量推進、資源再利用推進、流通部門対策）と特別部会（女性懇話会）を設け、ごみ憲章制定、啓発映画作成、「紙の日」運動実施、リサイクルマーケット開催、「ノーボイ運動」街頭啓発、清掃活動等を行い、地域の環境保全の推進に貢献しています。

図2-9 ごみ量の推移



(3) リサイクルマーケット・イン大津

使い捨てライフスタイルを見直し、各家庭にある不用品がごみとして出される前に必要とする人に提供することにより、資源の再利用、再資源化を図っています。

本事業は平成4年度から実施しており、実施状況は次のとおりです。

表2-6 リサイクルマーケット・イン大津の実施状況

年	期 日	実 績
4	9/27	ガレージセール 出店数 66店 入場者数 7,000人
5	9/26	〃 74店 〃 7,000人
6	9/23	〃 74店 〃 7,000人
7	9/23	〃 74店 〃 6,000人
8	9/22	〃 74店 〃 6,000人
9	9/23	〃 74店 〃 6,000人
10	9/23	〃 74店 〃 8,000人

*平成10年度は、市制100周年記念中央イベントにおいて、別にリサイクルマーケットを開設し、100店が出店

(4) 古紙資源化事業

平成5年4月から、リサイクルによる資源の有効利用と自然環境の保全、ごみ減量を目的として、古紙回収を実施する市民団体並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を実施しています。

また、田上学区でモデル的に実施された「ごみ減量と資源再利用推進会議」による「紙の日」運動も広がりを見せ、7学区から平成10年度には15学区になりました。他に牛乳パック回収運動など資源回収運動を支援し、排出源における資源化の促進に努めています。

表2-7 古紙回収量の推移

年 度	古紙回収量 (t)			
	指定業者	左 以 外	紙の日運動	計
平成5	5,391	787	217	6,395
6	7,956	672	549	9,177
7	8,355	636	653	9,644
8	8,567	811	653	10,031
9	8,778	960	776	10,514
10	8,891	968	1463	11,322

(5) かん、びん資源回収

分別収集によって収集されたかん、びんについて、積極的に資源化を進めています。

(6) 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定され、市民、市町村、事業者がそれぞれ協力し、容器包装の分別排出、分別収集、再商品化を図っていくことが制度化されました。

この法律では、平成9年4月から、かん、びん、紙パック、ペットボトルが、平成12年4月から、その他の紙、プラスチック製容器包装が対象になります。

本市は平成10年度から「びん」と一括収集する形態でのペットボトルの分別収集を開始しています。また、平成12年度以降の対応について、検討を進めています。

2 省資源・省エネルギーの推進

(1) エネルギー消費の状況

大津市の試算によると、平成7年度における大津市のエネルギー使用量は、 $527,441 \times 10^7 \text{kcal}$ ／年であり、市民一人当たりのエネルギー使用量は、 $1.91 \times 10^7 \text{kcal}$ ／年となっています。消費量を部門別にみると、運輸部門・自動車が37%と最も多く、次いで産業部門・製造業が24%、民生部門・家庭が19%となっています。

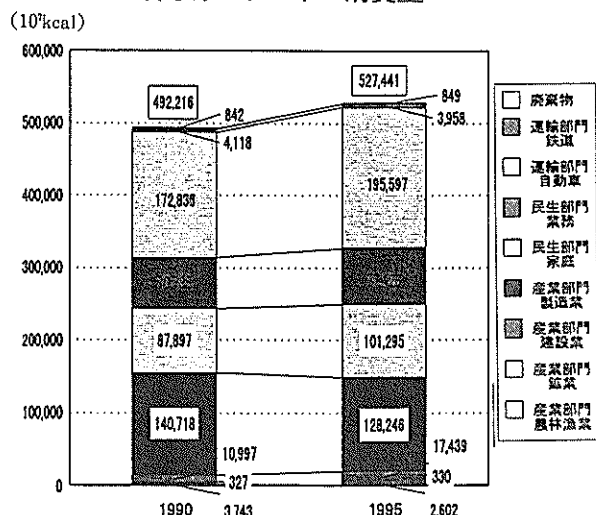
また、平成2年度と比較すると、7.2%の増加

表2-8 かん、びんの資源化量

年 度	種 類	施設運搬量 (A)	資源化量 (B)	資源化率 (B/A) (%)
平成5	か ん	2,088	1,208	57.86
	び ん	3,045	647	21.23
6	か ん	2,309	1,491	64.57
	び ん	3,104	746	24.03
7	か ん	2,200	1,064	72.91
	び ん	3,067	793	25.86
8	か ん	2,185	1,511	69.16
	び ん	3,097	774	24.99
9	か ん	2,064	1,676	81.20
	び ん	3,025	774	25.59
10	か ん	1,964	1,452	73.93
	び ん	3,335	727	26.48
	ペットボトル		156	

となっており、特に産業部門・建設業、民生部門・家庭、運輸部門・自動車が10%以上の高い伸びを示しています。

図2-10 部門別エネルギー消費量



(2) 省資源・省エネルギー施策の推進

ア 環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の推進

平成11年3月に策定した環境配慮指針を活用するなど、日常生活や事業活動が省資源・省エネルギー型になるよう、自主的、積極的に取り組みを進めています。

「ゼロ・エミッション」は、産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできるだけゼロに近づけるため、産業における工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することをめざすというものです。

これからは、廃棄物ゼロ（ゼロ・エミッション）をめざした事業活動の推進、環境保全型農林水産業の推進など、環境負荷の少ない事業活動の推進が求められています。

イ グリーン購入の推進

環境への負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。この取り組みを積極的に行い、環境保全型商品、

原材料等の市場形成を促進するため、平成8年2月にグリーン購入ネットワークが設立され、会員数は約1100団体（平成10年1月現在）となっています。大津市役所も平成8年8月に加入しており、平成11年3月に「大津市役所グリーン購入推進基本方針」を定め、積極的に推進していきます。滋賀県においても、県下の事業所や自治体等が連携してグリーン購入を推進するために、「淡海グリーン購入ネットワーク」（仮称）の設立に向けて準備が進められています。

ウ 未利用エネルギーの活用

太陽エネルギーや都市廃熱などの未利用エネルギーを有効に活用することも大切です。市では大津市清掃工場ごみ焼却施設の廃熱を富士見温水プールの熱源に、大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターごみ焼却施設の廃熱を老人憩いの家「やまゆり荘」の入浴施設の熱源に利用し、大津市民病院ではコジェネレーションシステムを導入しています。

3 環境への負荷の少ない都市基盤づくり

人や物の移動に伴うエネルギー・資源消費の増大等に対応するために、適正な土地利用や施設配置、効率的な移動手段やシステムの整備が必要です。特に、大津市のエネルギー消費量（平成7年度）のうち運輸部門が全体の約37%を占め、最も大きくなっています。

平成10年度から3カ年にわたり、国、滋賀県及び本市が中心となり総合交通体系整備に取り組んでおり、県道大津草津線の混雑緩和、中心市街地の活性化、環境にやさしい交通利用意識の啓発等を目的に、都心地区交通実験調査を行っています。この一環として、平成10年度にはパークアンドバスライドの実験を行いました。

環境負荷を減らす上では、必要以上に自動車に

たよらず、歩くことや自転車の利用を心がけることが大切です。市では、主要な駅前を中心に24箇所（自転車8,413台、原付・自動二輪2,985台、一時預り1,282台）の駐輪場を整備し、利便性の向

上を図っています。

平成9年度の利用台数は、自転車、原付、自動二輪合計で1,929千台となっています。

表2-9 駐輪場の整備状況

番号	名称・有料施設	構造・形式	面積	収容台数(台)		
1	堅田	平面自走式	2,586 (JR418)	1,520	自 バ 一時	937 270 313
2	比叡山坂本	平面自走式	1,420	790	自 バ 一時	455 243 92
3	比叡山坂本二	平面自走式	673	320	自 バ	208 112
4	坂本	平面自走式	752	300	自 バ 一時	175 97 28
5	唐崎	平面自走式	817	450	自 バ 一時	340 60 50
6	西大津	平面自走式	342	260	自 バ 一時	191 59 10
7	石山	平面自走式	1,189 (JR547)	770	自 バ 一時	320 363 87
8	石山第二	立体二階建 平面自走式	807	710	自 バ 一時	288 314 108
9	瀬田	立体二階建 自走式 一部二段式ラック	2,850	2,710	自 バ 一時	2,037 531 142
10	瀬田駅北	立体三階建 全面二段式ラック	540	230	自	230
11	膳所	平面自走式	812	460	自 バ 一時	247 172 41
12	膳所第二	平面自走式 一部二段式ラック	592	270	自 バ 一時	156 70 44
13	晴嵐	立体二階建 自走式 一部二段式ラック	975	1,100	自 バ 一時	727 290 83
14	唐橋前	平面自走式	858	350	自 バ 一時	200 100 50
15	大津	平面自走式 一部二段式ラック	390	310	自 バ 一時	150 116 44
16	晴嵐第二	立体二階建 自走式 全面二段式ラック	416	470	自 バ	400 70
17	雄琴	立体二階建 自走式	1,144	710	自 バ 一時	390 200 120
小計			17,163	11,730	自 バ 一時	7,463 2,985 1,282

番号	名 称 無 料 施 設	構 造 ・ 形 式	面 積	収 容 台 数 (台)
18	追 分	平 面 自 走 式	176	自 100
19	石 山 寺	平 面 自 走 式	124	自 80
20	大 石 東 町	平 面 自 走 式	131	自 80
21	滋 賀 里	平 面 自 走 式	350	自 180
22	南 志 賀	平 面 自 走 式	350	自 180
23	南 郷	平 面 自 走 式	250	自 150
24	松 の 馬 場	平 面 自 走 式	361	自 180
小 計			1,742	自 950
合 計			18,905	12,680 自 8,413 バ 2,985 一 時 1,282

※ 自→自転車 バ→原付・自動二輪 一時→一時預り

第5 健全な水循環の確保

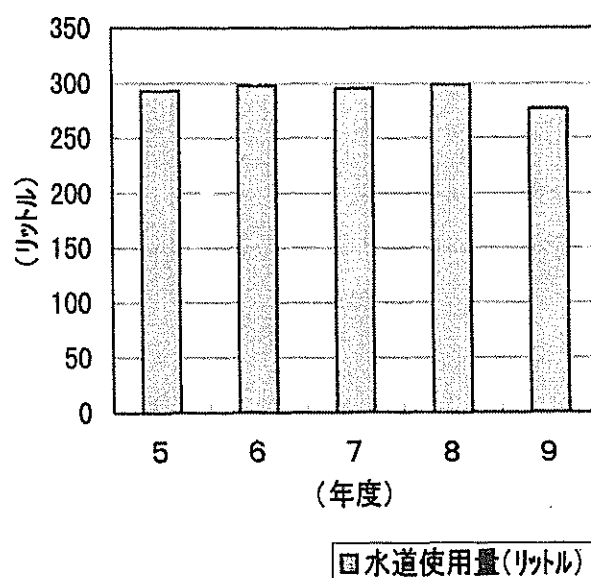
1 水循環機能の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、河川等の自浄作用の維持・回復のための水質・水量の確保、市街地部における雨水浸透の推進、緑被率の向上、湖辺環境の保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ることが大切です。

市では、森林や農地を適切に保全するとともに、歩道等の整備にあたっては透水性舗装の導入に努めています。

また、水資源の有限性について理解を深め、効率的な水利用を進めます。

図2-11 一人1日あたりの水道使用量（生活用）



第6 地球環境保全の推進

1 地球環境問題への取り組み

地球環境問題とは、被害や影響が一国にとどまらず、国境を越え地球規模まで広がる環境問題や、先進国を含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国での環境問題を言います。

具体的には地球温暖化をはじめとする9つの問題を指しており、滋賀県ではこれに「淡水資源の減少」を加えています。

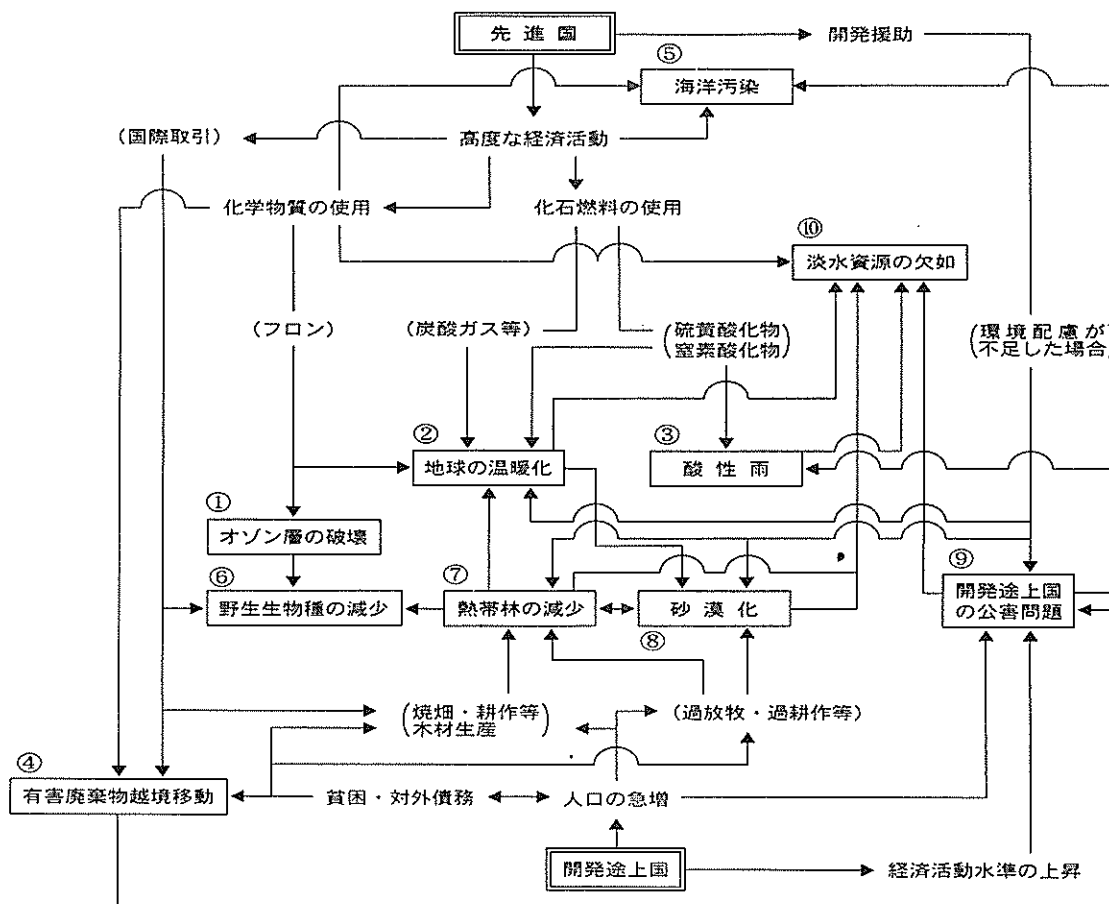
平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国際会議」（以下「地球サミット」という。）が開催されました。地球サミットには世界から約180カ国及び多数の国際機関が参加し、「環境と開発に関するリオ宣言」の採択、行動計画である「アジェンダ21」の策定など、持続可能な開発のための合意がされまし

た。さらに、平成9年12月には「気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）」が京都市で開催され、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書「京都議定書」が採択されました。

我が国では平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」が、平成5年12月に「『アジェンダ21』行動計画」が決定され、県では平成6年4月に「地球環境保全のための〈アジェンダ21滋賀〉」が策定されました。

市では、環境基本計画における地球環境問題についての考え方をもとにして、環境基本条例第17条に基づく地球環境保全地域行動計画の策定に向けて作業を進めています。

図2-12 地球環境問題の相互関係



注）図中の枠で囲み○印内に番号を付してある項目が、地球環境問題の事象である。

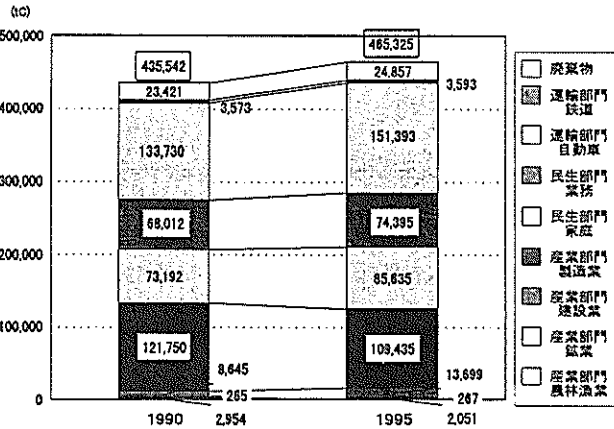
2 地球温暖化の防止

18世紀末の産業革命以降、化石燃料の大量消費等により大気中の二酸化炭素濃度が上昇を続け、このまま推移すれば、海面水位の上昇や気候変動が大きくなって洪水や旱ばつが多発し、生態系の変化や世界的な食糧不足を招くなど、様々な影響が出ると予想されています。

平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議において、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量について、日本は平成20（2008）年から平成24（2012）年の間までに平成2（1990）年比で6%以上削減することが決まりました。この実現に向けて、私たちも努力することが求められています。

大津市からの二酸化炭素排出量を概算した結果、平成2年度から7年度の5年間で6.4%増加していることがわかりました。部門別では、自動車、家庭、製造業からの排出量が多くなっています。

図2-13 二酸化炭素の排出状況



市では、温暖化の防止に向けて私たちの日常生活から排出される二酸化炭素の量を1カ月単位でどれくらい排出しているかを確認しながら、少しでもその排出を少なくしていくために、平成9年10月に「環境家計簿」を作成するとともに、あわせて毎日の生活でどの程度環境に配慮しているかを調べる「地球環境へのやさしさ貢献度チェック表」を作成しています。

図2-14 「環境家計簿」

環境家計簿

地球の温暖化には、皆さんの生活も大きく関係しており、家庭生活に密接に起因して発生する二酸化炭素（CO₂）は、我が国全体の排出量の約2割を占め、家庭で使う製品の製造などのために使われるエネルギーを含めると約5割を占めています。そして、その排出量は、年々増加しています。それぞれの家庭で二酸化炭素の排出量を、これから1年間で、10%以上削減することを目標に努力しましょう。

下記の「地球環境へのやさしさ貢献度チェック表」で、現状のあなたの行動をチェックし、これを参考に二酸化炭素の削減に努め、月ごとに環境家計簿をつけ、確認しながら家族みんなで実行しましょう。家計の節約にもつながります。

大津市環境部環境保全課
この環境家計簿は、環境家計簿（環境庁地球環境部編）、1億人の環境家計簿（山田國廣氏著）を参考に作成しました。（平成9年10月）

項目	CO ₂ 排出係数	平成 年 月			月			月		
		使用量等	CO ₂ 排出量	料金	使用量等	CO ₂ 排出量	料金	使用量等	CO ₂ 排出量	料金
電気 KWH	0.12	×	kg	円		kg	円		kg	円
都市ガス m ³	0.64	×	kg	円		kg	円		kg	円
LPガス m ³	1.8	×	kg	円		kg	円		kg	円
水道 m ³	0.16	×	kg	円		kg	円		kg	円
灯油 l	0.69	×	kg	円		kg	円		kg	円
ガソリン l	0.64	×	kg	円		kg	円		kg	円
アルミ缶 本	0.05	×	kg			kg			kg	
スチール缶 本	0.01	×	kg			kg			kg	
ペットボトル 本	0.02	×	kg			kg			kg	
ガラスビン 本	0.03	×	kg			kg			kg	
紙パック 本	0.04	×	kg			kg			kg	
食品トレイ 枚	0.002	×	kg			kg			kg	
ごみ kg	0.24	×	kg			kg			kg	
合 計			kg	円		kg	円		kg	円

注) 1 この表で使用しているCO₂排出量は、全て炭素換算（どれくらい炭素を排出するかを表すもので国際的に利用されています。）で表示されています。本当のCO₂の重量は、これの3.76倍です。

2 電気やガス、水道使用量等は、1ヶ月分をメーカー、又は、請求書で調べてください。

3 アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、ガラスビン、紙パック、食品トレイは、リサイクルに出さずに捨ててしまったものを記入してください。

4 この表は、3ヶ月分ですがコピーするか、別に作って1年間つけてください。

排出源は日常生活から事業活動まで全般にわたることから、総合的、計画的な取り組みが求めら

れており、地球環境保全地域行動計画の中で、取り組みの目標や行動計画について検討します。

3 オゾン層の保護

オゾン層は、地上約20km付近にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物に悪影響が及ばないようにしています。

しかし、近年、冷蔵庫、エアコンの冷媒や洗浄剤として使われているフロン等が大気中に大量に放出された結果、1970年代から南極や北極を中心にオゾン濃度が低下したいわゆるオゾンホールが発生し、皮膚ガンや白内障の増加などの影響があると言われています。

オゾン層を破壊するフロン等の生産量の段階的削減について昭和60（1985）年に「オゾン層保護に関するウィーン条約」が、昭和62（1987）年に「モントリオール議定書」が採択され、フロンの廃止に向けた国際的な取り組みが進められています。

本市では、既に（財）大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターと大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターにフロン回収機を設置し、消費者から引き取った廃冷蔵庫を搬入する家電販売店がこの回収機を用いてフロン回収を行うという、いわゆる「大津方式」でフロン回収を行っています。

表2-10 大津方式によるフロン回収状況

年 度	処 理 台 数 (台)	
	廃 冷 蔵 庫	廃 エ ア コ ン
平成6	823	—
7	1,437	—
8	1,945	203
9	2,824	308
10	2,562	356

また、平成7年4月に「市有施設における特定フロン等に関する取扱方針」を定め、自動車の廃車時や空調用等冷凍機などの日常点検・補修、廃止時などの際に特定フロン等の漏洩がないよう努めています。

平成10年12月には県内で排出されるフロンの回収・処理を推進するために「滋賀県フロン回収・処理推進協議会」が設立され、さらに今後、特定家庭用機器再商品化法に基づくリサイクルシステムの整備が予定されており、この中で特定フロン等の回収・処置を推進します。

4 その他の地球環境問題の取り組み

(1) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物（ SO_x ）や窒素酸化物（ NO_x ）などの大気汚染物質が変化した硫酸塩や硝酸塩を含んでいると考えられる酸性の強い雨、霧、雪や粒子状あるいはガス状の酸のことです。北米やヨーロッパでは湖沼や森林等の生態系、遺跡等の建造物などへの影響が早くから問題となり、わが国においても調査・研究がされてきました。

わが国の平成5～9年度までの調査では、調査期間中の降水中のpHは4.8～4.9（年平均値の全国平均）でした。

本市では、大津市役所庁舎屋上で全降雨について実態調査を行っており、平成9年度平均値は4.81、平成10年度平均値は4.85で、全国の調査結果と同じ程度でした。

表2-11 酸性雨調査結果

(年平均値)

項目 調査年度	pH	pH 最低～最高	EC $\mu\text{S}/\text{cm}$	乾性降下 物 質 mg
平成9年度	4.81	4.37～5.33	27.0	17.1
平成10年度	4.85	4.37～5.50	20.7	10.1

調査地点：大津市役所屋上

(2) 森林の保護

熱帯産木材等の利用の抑制や木材製品のリサイクル利用の推進、小径木材・集成材等の利用の拡大等について啓発を進めます。

(3) 地球的なパートナーシップの推進

昭和63年に中国牡丹江市から技術者を迎えて下水道技術等について交流を行い、その後も姉妹・友好都市との技術交流を行っています。

平成9年12月に開催された地球温暖化京都会議にあわせて開催された各国の環境保全活動団体交流会に参加したり、平成10年10月には「第7回世界地方都市十字路会議」を開催し、世界の先進都市と水辺を活かしたまちづくりや都市問題についての事例発表や意見交換を行うなど、世界の国々と環境をテーマに交流を行いました。



第7回世界地方都市十字路会議

第7 生活環境の保全

1 環境汚染の未然防止

(1) 特定事業の事前協議

「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき、①土地の区画形質を変更する事業、②生活環境を阻害するおそれのある事業、③中高層建築物の新築等にかかる事業で、一定規模以上の特定事業については、地域の環境保全の配慮について事前協議を行っています。

この制度では、事業者がこれから事業を行おうとする前に事業内容を明記した表示板を設置し、必要に応じて説明会を開くなどにより地域住民に周知し、環境保全の見地からの意見を十分尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければならないこととなっています。

平成9、10年度の生活環境を阻害するおそれのある事業に係る届出状況は次のとおりです。

(2) 大規模建設等事業の事前配慮等

平成10年9月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」が改正され、レクリエーション施設の建設等の「大規模建設等事業」について事前配慮届出書の提出等を定めており、現在、施行の準備を進めています。

(3) 公害防止協定の締結

ア 公害防止協定の意義

公害防止協定は法律、条例による画一的な規制でなく、地域の実情に応じたより厳しい規制や、法令とは別の観点からの規制・指導を行うなど、法律や条例を補完する意味で自治体における環境保全の有効な手段となっています。

本市においても、「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」第72条に基づき、主として排出量の大きい大手工場や有害物質を取り扱う事業場を対象に、公害防止協定を締結しています。

表2-12 特定事業の事前協議件数

建築物の種類	平成9年度	平成10年度
旅館又はホテル	3	2
店 舗	1	4
病 院	4	2
工場又は作業場	19	10
駐 車 場	2	3
自動車ターミナル	0	0
倉 庫	0	0
資 材 置 場	1	3
給油取扱所	1	0
ボーリング場・スケート場・スイミングプール・ゴルフ練習場等	0	1
パチンコ屋・マージャン屋又は射的場等	2	1
飲食店又は喫茶店	15	17
畜 舎	1	0
合 計	49	43

イ 各社との締結の経過

昭和50年3月に協和興業（株）のコンクリートプラントの建設に伴い同社と市並びに地元住民の3者で締結した協定を手始めとして、51年11月には10社と、52年9月及び12月には11社との間で協定を締結しました。さらに、昭和54年7月に大津板紙（株）と協定を締結しました。

その後、これらの協定が昭和53年度を達成年度としていたことや、琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例に基づく窒素、リンの排水基準の適用、大気汚染防止法の改正による窒素酸化物規制の順次追加等の背景から、56年6月に締結事業場のうち17事業場との間で見直し協定の締結を行いました。

さらに、59年12月に大津板紙（株）と発電ボイラーの設置に伴う見直し協定を締結し、平成7年5月には東レ（株）滋賀事業場を含む4社とディーゼル発電機の設置に伴う見直し協定を締結し、現在に至っています。

なお、協定締結後、1社が移転、1社が廃業、2社が合併したことに伴い、現在、協定締結事業場は20社となっています。

公害防止協定締結事業場の一覧を別表に示します。

表2-13 公害防止協定締結事業場

事業場名	協定締結年月日	見直し協定締結年月日
協和興業(株)	昭和50年3月19日	
東レ(株)滋賀事業場	昭和51年11月1日	昭和56年6月26日 平成7年5月30日
東レ・デュボン(株)滋賀事業場		
東レエンジニアリング(株)滋賀事業場		
関西ティーイーケー(株)		
日本電気硝子(株)大津事業場		昭和56年6月26日
関西日本電気(株)大津工場		
日本精工(株)大津工場		
鐘淵化学工場(株)滋賀工場		
三洋電気(株)ハイ・リビング事業本部		
東レ(株)瀬田工場		
東洋紡績(株)総合研究所	昭和52年9月12日	
近江鍛工(株)		
日伸工業(株)	昭和52年12月23日	昭和56年6月26日
日本黒鉛工業(株)石山工場		
大津電機工業(株)		
日本黒鉛工業(株)瀬田工場		
島津メクテム(株)		
京滋畜産(株)		
大津板紙(株)	昭和54年7月23日	昭和56年6月26日 昭和59年12月26日

ウ 環境保全協定について

平成10年9月に全部改正した大津市生活環境の保全と増進に関する条例第97条において環境保全協定の締結を定めており、今後、現在締結している公害防止協定の見直しについて検討します。

(4) 事業者の環境管理（マネジメント）システムの整備

事業者が製造、加工、流通、販売等の各段階において公害の未然防止に努めるのはもちろんのこと、環境に配慮することにより、できる限り環境への負荷を増大させないよう、自ら管理するシステムを整備することが重要となってきています。

環境管理システムは、

- ① 企業自らが事業活動に伴う環境への負荷を把握し評価する
- ② 環境に関する経営方針や目標、行動計画を設定する
- ③ その目標や計画の実施にあたっての責任体制を明確化する
- ④ その達成状況を点検する
- ⑤ さらに全体のマネジメントシステムの見直しを行う

といった内容から構成されています

世界に先駆けて制定された環境マネジメントシステムについての規格は、1992（平成4）年に英国規格協会が作成したBS7750です。また、1995（平成7）年4月からEUにおける環境マネジメント及び監査制度としてEMASの運用が始まりました。

一方、平成4（1992）年に開催された地球サミットがきっかけとなって民間の国際組織である国際標準化機構（ISO）が環境に関する国際規格を策定することとなり、1996（平成8）年9月及び10月に環境マネジメントシステム規格、環境監査に関する5つの規格が、また、翌年6月には、ライフサイクルアセスメントに関する規格が発行されています。

表2-14 発行済のISO14000シリーズ
（平成10年3月現在）

規格	
14001	環境マネジメントシステム／仕様及び利用の手引き
14004	環境マネジメントシステム／原則、システム及び支援技法の一般指針
14010	環境監査の指針／一般原則
14011	環境監査の指針／監査手順／環境マネジメントシステムの監査
14012	環境監査の指針／環境監査員のための資格基準
14040	ライフサイクルアセスメント／原則及び枠組み

平成11年5月末現在、ISO14001規格の審査登録をしている事業所等は2,124件であり、そのうち滋賀県で59件、大津市内で7件となっています。

一方、幅広い事業者が簡単な方法により、自主的に「環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ために、環境庁で環境活動評価プログラムを策定しています。

(5) 公害苦情の処理

ア 苦情の発生状況

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

市民から寄せられている苦情に対しては、敏速、適切な処理を行い、その解決に努めています。

(ア) 年度別苦情件数の推移

市民からの苦情件数は、平成4年度以降、平成7年度を除き260件を超えていましたが、平成9・10年度はそれぞれ232件、185件と過去に比べ少なくなりました。

平成10年度の苦情総件数のうち、典型7公害に係る苦情は97件で、その内訳は大気汚染及び水質汚濁がそれぞれが26件で7公害中の26.8%を占め

ました。以下、悪臭24件(24.7%)、騒音19件(19.6%)、振動2件(2.1%)で土壤汚染、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。

るもの(雑草の繁茂)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。

表2-15 公害苦情件数の推移

公害の種類		年度	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大気汚染			17	15	8	16	18	31	20	29	33	26
水質汚濁			36	35	30	55	61	39	30	71	46	26
騒音			25	28	26	38	38	36	28	30	26	19
振動			2	5	0	6	5	6	6	4	9	2
悪臭			10	21	12	21	19	21	13	19	29	24
典型7公害計			90	104	76	136	141	133	97	153	143	97
その他	典型7公害以外		16	20	20	35	23	45	11	5	16	5
	空地(雑草等)		90	90	102	92	103	83	109	121	73	83
合計			196	214	198	263	267	261	217	279	232	185

(イ) 発生源別の公害苦情件数

平成10年度の典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、製造業及び建築土木工事がそれぞれが

17件(17.5%)と多くなっています。

表2-16 発生源別公害苦情件数(典型7公害)

種 類 別	発 生 源	合 計	製 造 業										交 通 機 関										そ の 他										不 明
			食 料 品	織 維 ・ 衣 服 そ の 他 織 維 製 品	木 材 ・ 木 製 品 家 具	パ ル プ 紙 製 品	化 学 工 業 石 油 ・ 石 炭 製 品	窯 業 ・ 土 石 製 品	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 品	機 械 器 具	そ の 他 の 製 造 業	修 理 工 場	建 築 土 木 工 事	計	自 動 車	鉄 道 新 幹 線	そ の 他 の 鉄 道	航 空 機	そ の 他	牧 畜 ・ 養 豚 ・ 養 鶏	下 水 清 掃 事 業	娯 楽 ・ 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	家 庭 生 活	鉱 業 施 設 ・ 砕 石 場	商 店 ・ 飲 食 店	事 務 所	ク リ ー ニ ン グ ・ 理 美 容 ・ 浴 場	廃 品 回 収 業	教 育 関 連 施 設	農 業	そ の 他		
大気汚染	26	6			3		1			1	1	1	6	1	1							1				1	1			2	7		
水質汚濁	26	3	1							1	1	2	6									1	2		1		1				6	4	
土壌汚染	0																																
騒音	19	4		1			1	1			1		4	1	1										3					1	6		
振動	2											1																			1		
地盤沈下	0																																
悪臭	24	4				1		1			2	1							2			2		1						4	6	4	
合 計	97	17	1	1	3	1	2	2	0	2	5	4	17	2	2	0	0	0	0	2	0	2	4	0	5	1	2	0	0	7	26	8	

(ウ) 用途地域別の公害苦情件数

典型7公害に関する苦情の受理件数を都市計画法による用途地域別にみると住居系地域が多く、平成10年度は同地域における苦情が47件と苦情全体の48.5%を占めています。次いで、市街化調整地域の21件(同21.6%)、商業地域の11件(11.3%)

となっています。近隣商業、準工業、工業地域は比較的構成比が低くなっています。なお、工業専用地域は、指定面積が僅かなこともあって苦情はありませんでした。

表2-17 用途地域別の公害苦情件数

区 域		年 度 公害の 種類	平 成 10 年 度						平 成 9 年 度	
			大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	合 計		合 計
								件 数	構成比	
都 市 計 画 法 に よ る 区 域	住 居 系 地 域		11	12	11	2	11	47	48.5	85
	近 隣 商 業 地 域		0	2	1	0	1	4	4.1	5
	商 業 地 域		3	3	3	0	2	11	11.3	19
	準 工 業 地 域		3	2	0	0	1	6	6.2	4
	工 業 地 域		0	1	1	0	3	5	5.2	7
	工 業 専 用 地 域		0	0	0	0	0	0	0	0
	市 街 化 調 整 区 域		9	3	3	0	6	21	21.6	37
都 市 計 画 区 域 外			0	3	0	0	0	3	3.1	2
合 計			26	26	19	2	24	97	100	159

イ 苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情の申立や相談については、環境部環境保全課が窓口となって行う他、市民相談等を経由して同課が受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などをした後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に

当たっては、双方の言い分を聞き解決に努めています。しかし、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間を要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあります。

苦情の処理状況は、平成10年度は、生産方法・作業方法の改善、原因物質の除去等、作業廃止・行為の中止の順になっています。

表2-18 苦情の処理状況（空地の管理に関するもののみ除く）

処理内容		年 度				
		平成 6	7	8	9	10
解 決 方 法	工 場 等 移 転	0	0	0	0	1
	作業廃止・行為の中止	15	8	10	8	6
	防除施設の設置・改善	4	8	12	4	0
	機 械 ・ 施 設 の 移 転	2	0	2	0	0
	機 械 ・ 施 設 の 改 善	6	1	5	3	4
	故 障 の 修 理 復 旧	3	4	4	1	4
	生産方法・作業方法の改善	16	19	27	19	27
	作 業 時 間 の 変 更	2	4	3	0	1
	原因物質の除去等	6	9	31	29	14
	市の措置又は説明に納得	19	10	14	29	—※
	当 事 者 間 で 解 決	11	3	9	5	0
	そ の 他	94	35	37	52	37
計		178	101	154		94
他 機 関 へ 移 送		14	4	5	1	8
翌 年 度 へ 繰 越 し		0	3	4	8	0

平成10年度の解決方法のうち「市の措置又は説明に納得」は「その他」に計上している。

2 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康および生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから局所的には移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

ア 環境基準

大気汚染の原因物質としていおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素やこれら物質の光化学反応により発生する光化学オキシダント等があります。

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めています。

イ 大気汚染監視体制

大気汚染の実態を把握するため、県・市において自動測定機による大気質の常時監視局を設置し、現在、県・市併せて一般環境大気測定局4カ所、自動車排出ガス測定局3カ所で測定を行っています。

本市では、昭和63年1月に京滋バイパス周辺的环境監視を行うために、石山局、南郷局を設置し、63年4月に市庁舎に設置した中央監視局を電話回線で直結して集中的常時監視を行うテレメータシステムを設置・導入をしました。また、監視体制の強化、既設測定局の整備及び拡充を順次図っています。

平成10年度においては、平成10年3月末で堅田局（滋賀県の測定局・自排局）を廃局されたのに伴い、4月1日から堅田局を大津市の一般環境測定局として測定を開始しました。

表 2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
設定時期	昭和48年5月16日	昭和45年2月20日	昭和47年1月11日	昭和53年7月11日	昭和48年5月8日
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。				

表2-20 大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧

種別	所管	地図上での表示記号	名 称	推 定 項 目										テレメーター
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	気 象				
										風向	風速	温度	湿度	
一般環境局	市	●	下阪本		○		○	○	○	○	○			○
	市	●	藤 尾		○				○	○	○	○	○	○
	県	▲	センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市	△	堅 田		○		○			○	○	○	○	○
自排局	市	○	石 山		○	○	○		○	○	○			○
	市	●	南 郷		○	○	○		○	○	○			○
	県	△	逢 坂		○	○	○	○		○	○	○	○	○

ウ 大気質の現況

(ア) 二酸化いおう

いおう酸化物は、主に石油等の燃料中に含まれるいおう分が燃焼・酸化されることにより発生する大気汚染物質で、呼吸器系を刺激し、気管支炎を引き起こすといわれ、また酸性雨の原因の一つとなっています。

平成9、10年度の二酸化いおうの測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価、長期的評価(*)とも全ての局で環境基準を達成していました。

また平均値については、各局とも近年横ばいで推移しています。

(※)長期的評価：年間にわたる測定日の1日平均値につき、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価。ただし1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合は、この取扱いを行わない。

図2-15 大気汚染常時監視測定局位置図

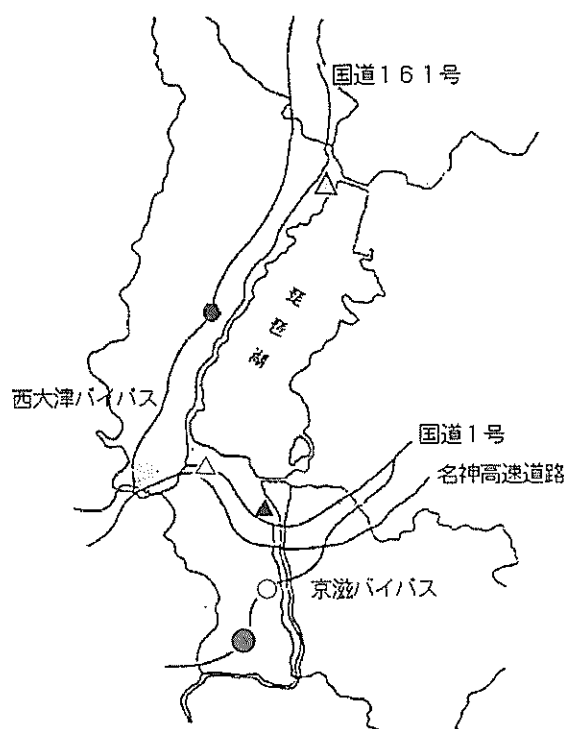
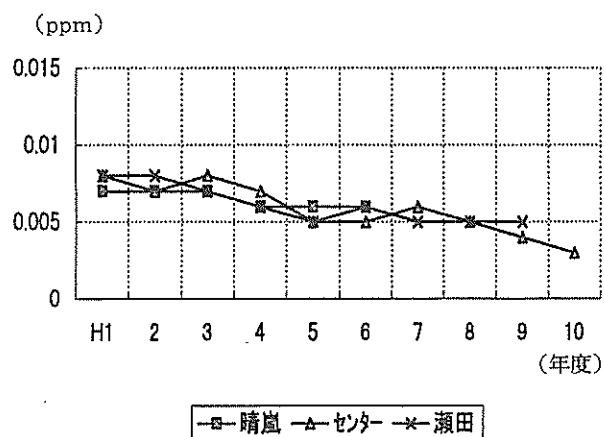


図2-16 二酸化いおう濃度の経年変化(年平均値)



(イ) 二酸化窒素

窒素酸化物は、燃焼に伴い大気中の窒素や燃料中の窒素化合物が酸化され発生する大気汚染物質で、主に工場・事業場のボイラーや自動車等から発生します。

窒素酸化物は、呼吸器系に障害を与える等健康被害が問題とされているほか、光化学スモッグを発生させる原因物質となっています。

平成10年度における窒素酸化物の測定局数は7局で、全局が有効測定局でした。

平成9、10年度の二酸化窒素の測定結果について、環境基準の適合状況を評価する値として用いられている「日平均値の98%値」（年間にわたる測定日の1日平均値のうち、低い方から98%に相

当する1日平均値）で評価すると、すべての測定局が基準を達成していました。

また年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。

図2-17 二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）
【一般局】

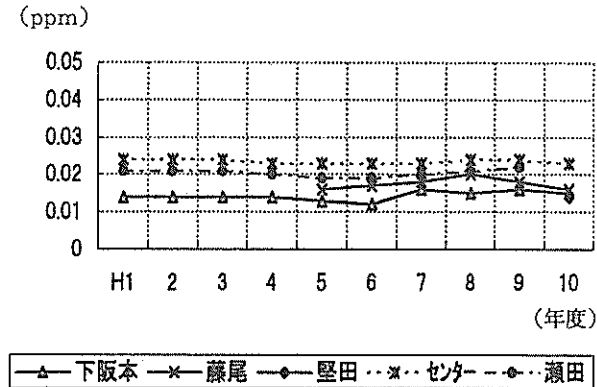
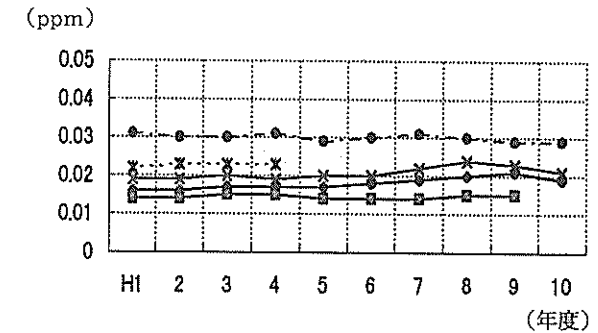


図2-18 二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）
【自動車排ガス局】



(ウ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、オゾンを主とする酸化性物質の総称で大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線的作用を受けて光化学反応を起こし二次的に生成します。

光化学オキシダントによって大気が汚染される状態が光化学スモッグと呼ばれるもので、夏期を中心に春から秋にかけて日差しが強く、風が弱く、視程が低い条件下で発生しやすくなります。

光化学オキシダント濃度が高くなると、目の刺激、のどの痛み等の健康被害や植物の葉を枯らす

等の被害を与えます。

オキシダントの環境基準の評価方法では、0.06ppmを超えた測定値が1時間でもあれば不適合となります。平成9、10年度はすべての測定局で非達成でありました。

また、光化学オキシダント注意報の発令の目安とされている一時間値が0.12PPm以上であった日数（有効測定局の合計）は、平成9年度で2日、10年度は3日でした。

図2-19 光化学オキシダント濃度の経年変化
（昼間の1時間値の年平均値）【一般局】

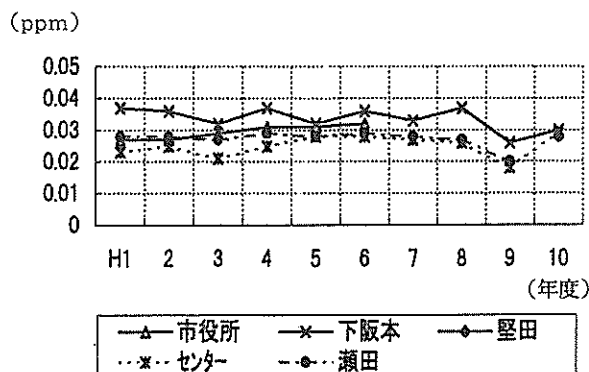
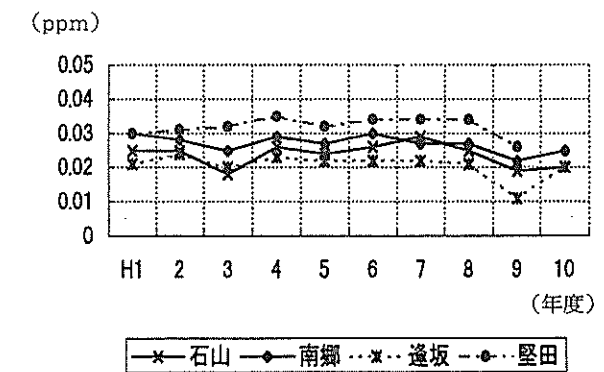


図2-20 光化学オキシダント濃度の経年変化
（昼間の1時間値の年平均値）【自動車排ガス局】

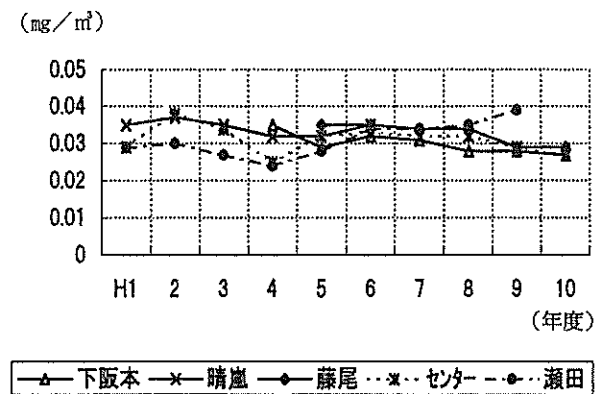


(エ) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する微細な物質を浮遊粉じんといい、土砂のまき上げ、石油等の燃焼や廃棄物の焼却、さらには自動車排ガスからの飛散等発生源は多岐にわたっています。

浮遊粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は、肺泡に達し、呼吸系に直接影響を与えることから、この粒子を対象として浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定されています。

図2-21 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）【一般局】

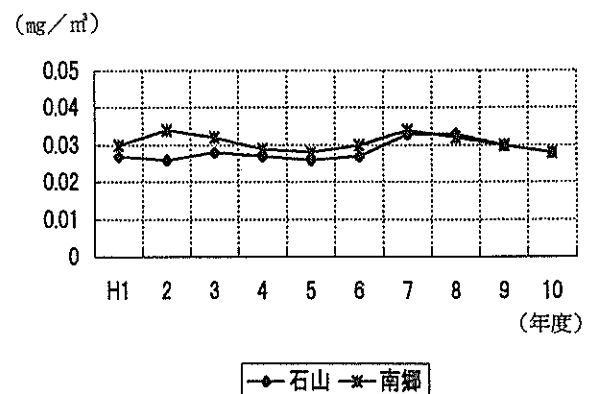


浮遊粒子状物質の測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価では平成9年度はすべての局で環境基準不適合、10年度は下阪本、藤尾局で不適合となりました。

また、長期的評価では平成9年度は全ての局で環境基準を達成していました。

また、平成10年度は藤尾局で環境基準不適合となっていました。

図2-22 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）【自動車排ガス局】



(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生するもので、自動車が主な発生源とされています。

平成9、10年度の一酸化炭素の測定結果を環境基準と対比すると、短期的評価、長期的評価とも

全ての局で環境基準を達成していました。

また、年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。

図2-23 一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）【一般局】

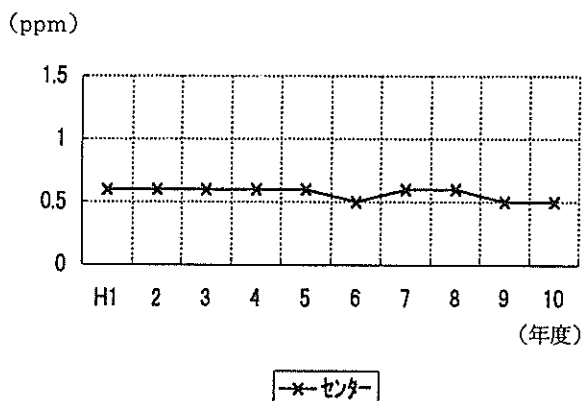
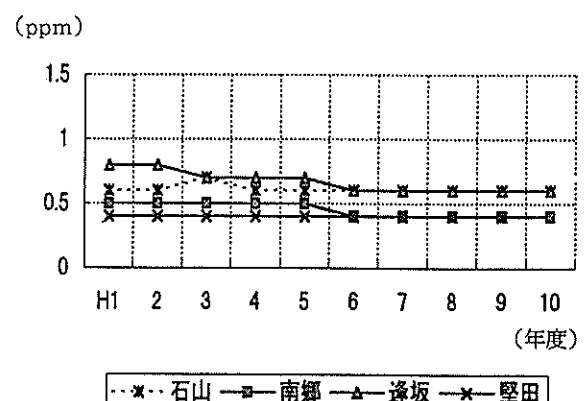


図2-24 一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）【自動車排ガス局】



(カ) 炭化水素

炭化水素は、自動車の排ガスや有機溶剤を使用する工場・事業場などから発生し、窒素酸化物などとともに光化学オキシダントの原因物質とされています。

炭化水素には環境基準が設定されていないが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度指針」が定められ、「炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定するこ

ととし、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルは、6～9時の時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。」とされています。

測定結果のうち、3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数が各局で平成9年度95～114日、平成10年度54～74日間となっており、指針値は満たされていませんでした。

図2-25 非メタン炭化水素濃度の経年変化
(年平均値) 【一般局】

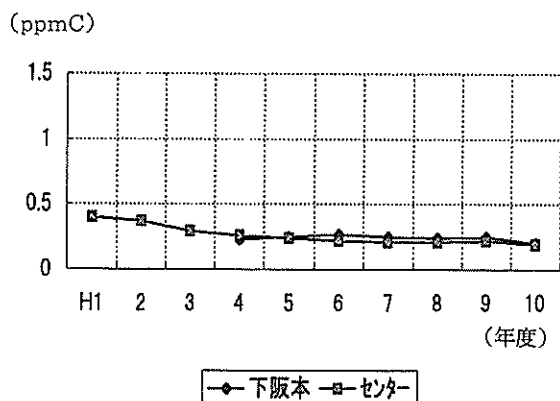
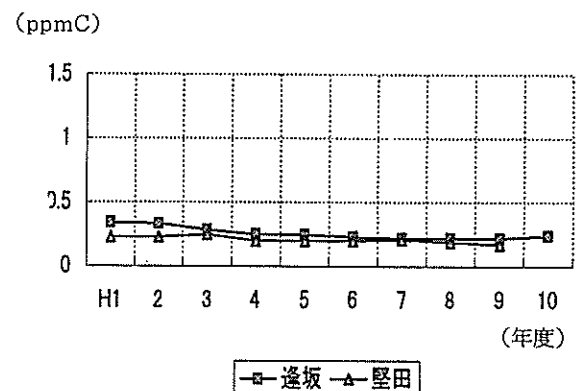


図2-26 非メタン炭化水素濃度の経年変化
(年平均値) 【自動車排ガス局】



(キ) その他の調査

a 有害大気汚染物質の調査

近年、大気中から低濃度であるが種々の有害物質が検出され、これらの物質の長時間暴露による健康への影響が懸念されているところから、平成8年5月に「大気汚染防止法」が一部改正され、有害大気汚染物質対策の推進に関する規定が盛り込まれました。

これを受け本市においても、平成9年10月から一般環境における有害大気汚染物質調査を実施しています。平成9年度においては16物質の調査でしたが、新たに2物質の測定方法の確立が追加された為、平成10年度においては18物質の調査を実施しました。

表2-21 平成10年度有害大気汚染物質調査結果(一般環境)
調査：平野市民センター(打出浜10-30) 単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調 査 物 質	最小値	最大値	平均値
アクリロニトリル	0.02	0.1	0.07
アセトアルデヒド	1.7	6.3	3.8
塩化ビニルモノマー	0.005	0.1	0.028
クロロホルム	0.01	0.45	0.15
1, 2-ジクロロエタン	0.005	0.28	0.13
ジクロロメタン	1	3.8	2.4
水銀及びその化合物	0.0019	0.0042	0.003
テトラクロロエチレン	0.025	2.4	0.83
トリクロロエチレン	0.2	1.5	0.8
ニッケル化合物	0.001	0.007	0.003
ヒ素及びその化合物	0.0016	0.0051	0.0029
1, 3-ブタジエン	0.05	0.3	0.12
ベリリウム及びその化合物	0.0003	0.0003	0.0003
ベンゼン	1.9	3.6	2.8
ベンゾ[a]ピレン	0.0001	0.0008	0.0004
ホルムアルデヒド	1.9	10	4.9
マンガン及びその化合物	0.008	0.066	0.018
クロム及びその化合物	0.001	0.006	0.003

b 簡易調査法による二酸化窒素調査

市内の窒素酸化物による大気汚染の監視及び実態把握を目的とし、昭和62年より自動測定と高い相関のあるTGS円筒濾紙法により、市内8地点を選定し、自動測定機による調査を補完するため調査を行っています。

調査結果については、平成9年度は、真野北部地域や大石地域では汚染源が少ないため比較的濃度が低く、中部地域（大津市役所・晴嵐小学校）

及び瀬田地域については工場・事業場や自動車交通等の影響により高い傾向がみられます。

平成9、10年度の結果については、ほぼ同様の傾向がみられます。

また、全測定地点の年平均値は、平成9年度において0.016ppmで、平成10年度は0.017ppmでした。

図2-27 二酸化窒素濃度の経月変化（平成9年度）
(ppm)

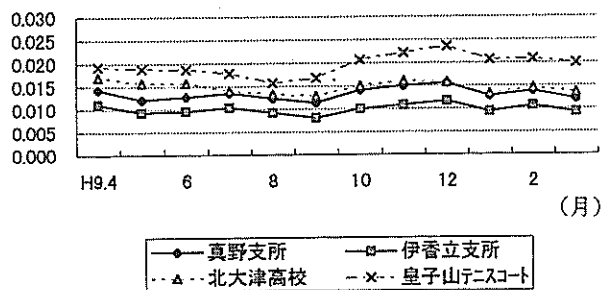
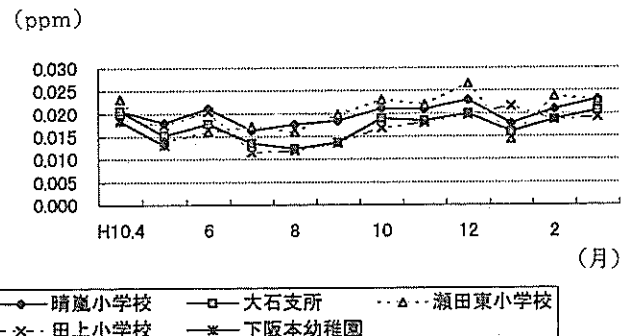
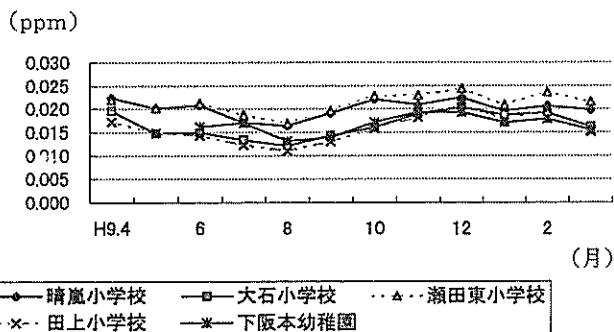
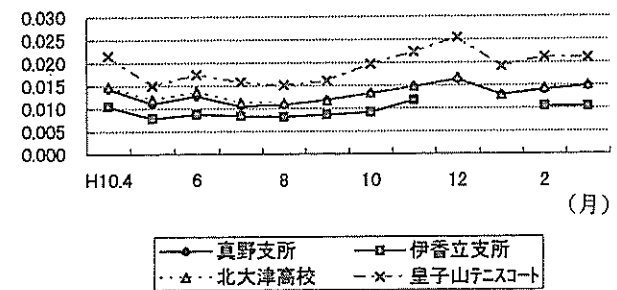


図2-28 二酸化窒素濃度の経月変化（平成10年度）
(ppm)



c 浮遊粉じん調査

(a) ローボリュウムエアサンプラーによる浮遊粉じん調査

昭和54年度より市内4カ所でローボリュウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質調査を行っています。

なお、平成8年度より測定場所を真野ガス供給所から真野支所に変更しました。

平成9、10年度の調査結果について、年平均値では国道1号沿線にある葬儀事務所の地点が高い値を示しています。

経年変化については、各地点ともほぼ横ばいの値となっています。

図2-29 浮遊粉じんの経年変化（ローボリ）

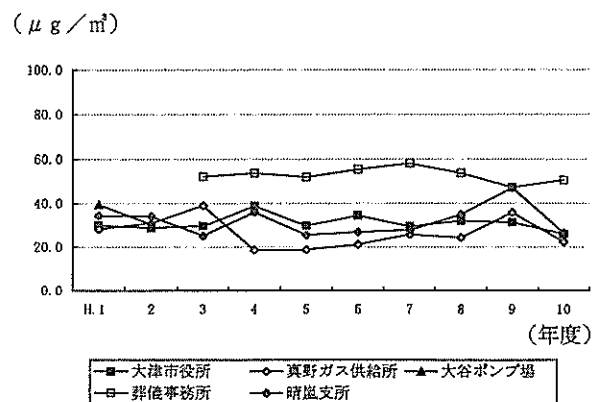


表2-22 浮遊粉じん量調査(平成9年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年 月 測定箇所	H9 4	5	6	7	8	9	10	11	12	H10 1	2	3	最大	最小	平均
大津市役所	60.4	32.8	51.0	20.2	26.5	33.7	21.6	21.7	25.2	20.0	34.9	27.4	60.4	20	31.3
真野支所	65.7			32.4			32.9			12.3			65.7	12.3	35.8
晴嵐支所		58.4			27.9			65.8			37.5		65.8	27.9	47.4
葬儀事務所			61.8			33.9			38.7			54.5	61.8	33.9	47.2

表2-23 浮遊粉じん量調査(平成10年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年 月 測定箇所	H10 4	5	6	7	8	9	10	11	12	H11 1	2	3	最大	最小	平均
大津市役所	31.3	21.7	16.6	29.3	26.7	33.2	28.3	29.5	19.4	20.1	29.3	27.1	33.2	16.6	26.0
真野支所	16.6			37.5			27.2			8.3			37.5	8.3	22.4
晴嵐支所			27.3			12.8			32.7			33.3	33.3	12.8	26.5
葬儀事務所		38.4			52.6			53.9			57.3		57.3	38.4	50.6

(b) ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊

粉じん中の重金属調査

国道1号沿線にある葬儀事務所及び大津市役所 います。
の2地点で浮遊粉じん中の重金属調査を実施して

表2-24 浮遊粉じん中の重金属調査(平成10年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目 測定場所	浮遊粉 じん量	鉄 (Fe)	カドミウム (Cd)	鉛 (Pb)	マンガン (Mn)	クロム (Cr)	亜鉛 (Zn)	銅 (Cu)
大津市役所	49.5	1.56	< 0.001	0.044	0.030	0.003	0.076	0.192
葬儀事務所	96.6	1.42	< 0.001	0.040	0.037	0.004	0.082	0.124

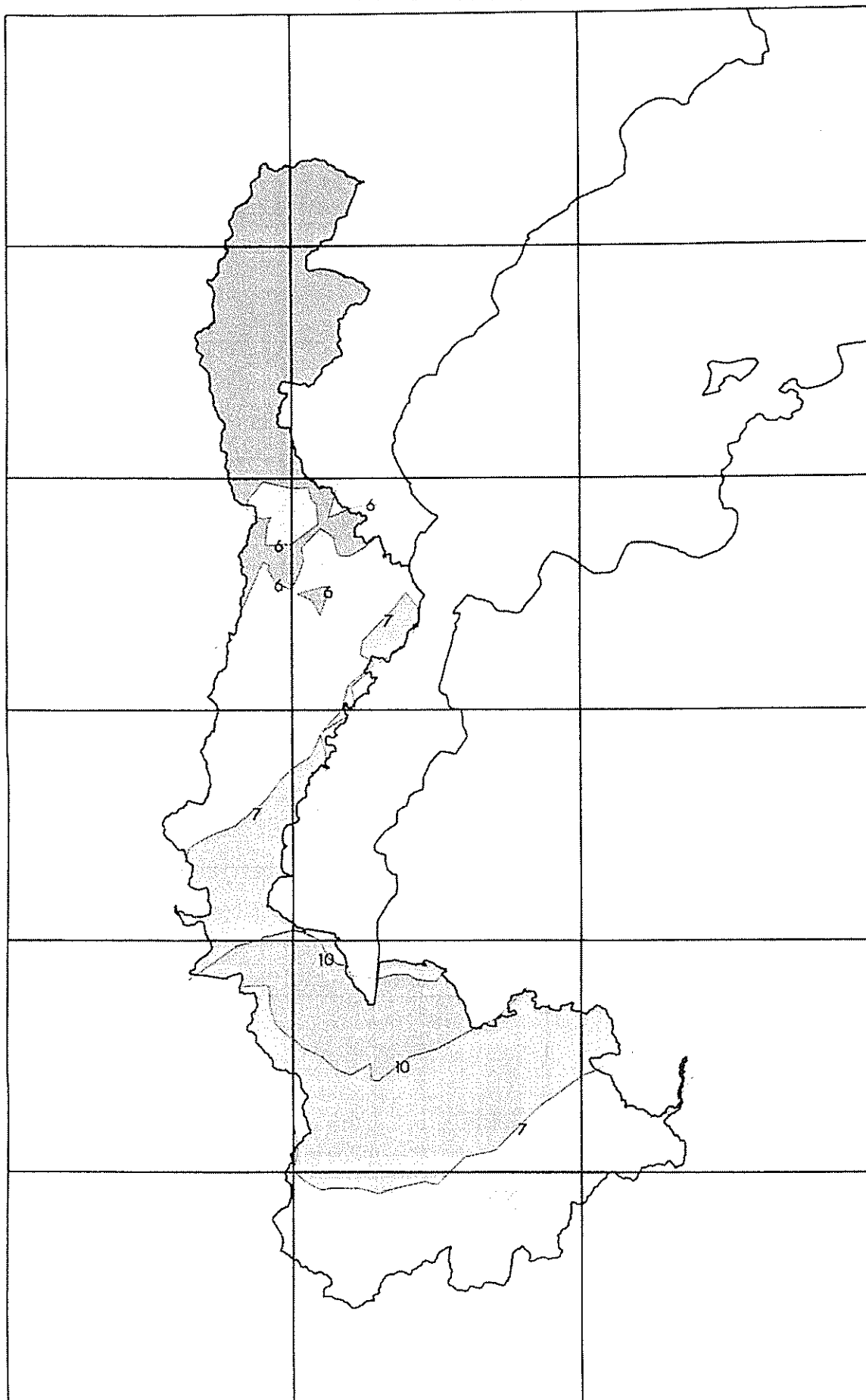
エ 大気環境シミュレーション調査

平成11年度、大津市内の大気環境の現況を把握するとともに、将来的に環境を保全するための基礎資料を得ることを目的として大気汚染物質(二酸化いおう、窒素酸化物、二酸化窒素)の将来予測を行いました。

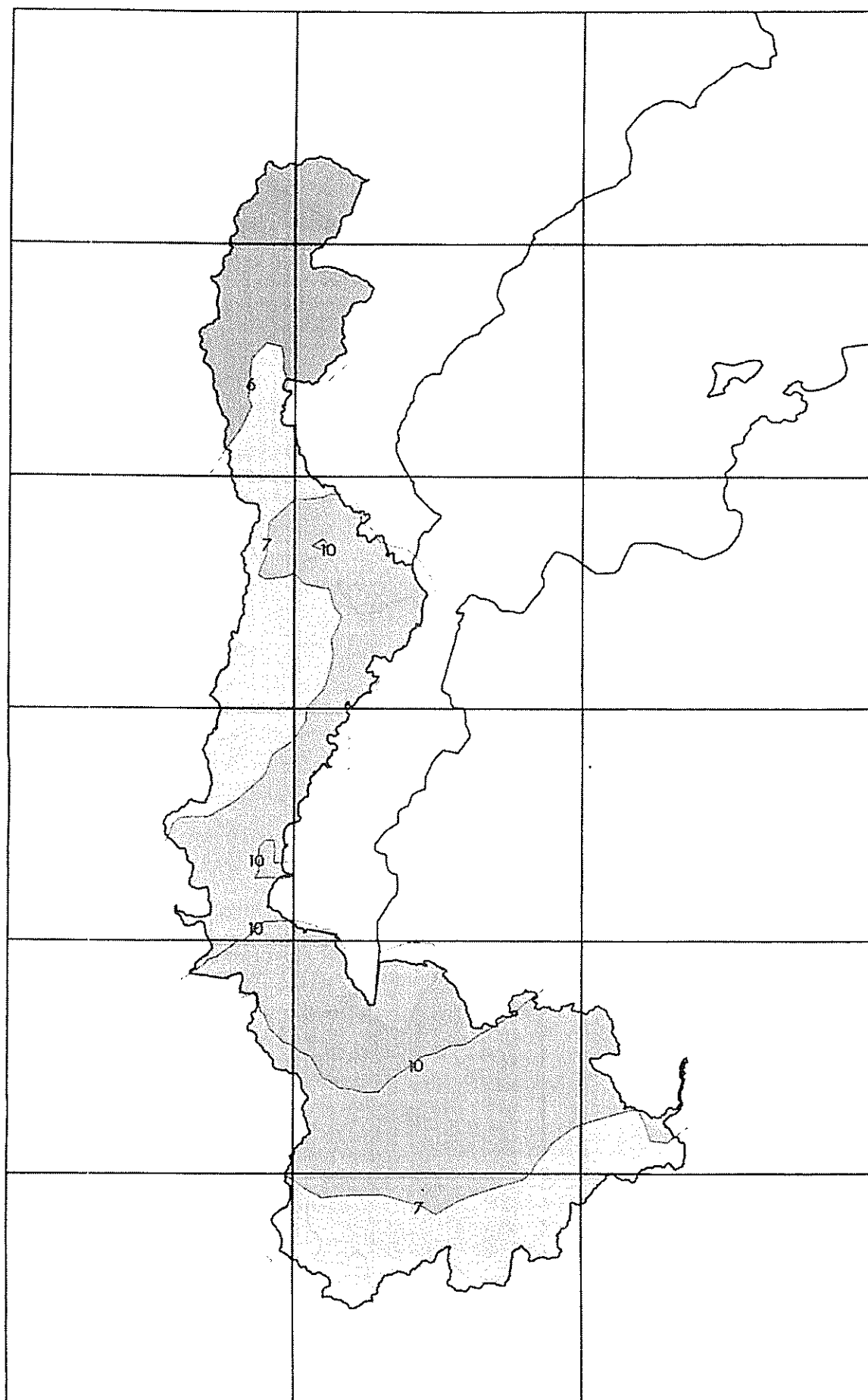
調査の結果、将来環境濃度の予測値は、二酸化いおう及び二酸化窒素に関する環境基準に対して日平均値に関する項目を満足していました。

しかし、市街地部や幹線道路沿いを中心に周辺に比べて濃度の高い区域が分布するなど、今後の推移に注意する必要があります。

図2-30 二酸化いおうの現況再現値と将来予測値の平面分布



現況再現値平面分布（平成8年、SO₂日平均値、単位；ppb）
(56)



将来予測値平面分布（平成17年、SO₂日平均値、単位；ppb）